

令和7年度業務実績に係る自己評価書

令和8年6月25日

独立行政法人農畜産業振興機構

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ 畜産業振興事業 （2）緊急対策		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
肉用牛交付金を交付した件数	—	25,977件	42,969件	34,308件	12,455件			予算額（千円）	285,943,856	231,177,282	253,126,792		
目標業務日以内に交付した件数	35業務日以内の交付	25,977件	42,969件	34,308件	12,455件			決算額（千円）	115,403,436	64,408,978	27,798,870		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	125,437,286	82,285,603	27,725,684		
肉用牛交付金を交付した回数	—	4回	4回	4回	4回			経常利益（千円）	△1,241,120	△1,085,485	△2,270,919		
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	4回	4回	4回	4回			当期総利益（千円）	8,631	3,660	3,487,737		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			行政コスト（千円）	125,437,286	82,285,603	27,725,684		
肉豚交付金を交付した件数	—	—	—	—	—			行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—		
目標業務日以内に交付した件数	30業務日以内の交付	—	—	—	—			従事人員数	52.0	52.0	52.0		
達成度合	—	—	—	—	—								
肉豚交付金	—	—	—	—	—								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第2 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。			(◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)			
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 畜産(肉畜・食肉等)関係業務 (1)経営安定対策 国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って畜産業に従事できるよう、畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、肉畜・食肉等に係る補助事業等を以下のとおり実施する。 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 肉用牛・肉豚生産者の経営安定及び国産の牛肉・豚肉の安定供給を図るため、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号。以下「畜産経営安定法」という。)に基づき、肉用牛又は肉豚1頭当たりの粗収益	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 畜産(肉畜・食肉等)関係業務 (1)経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 畜産(肉畜・食肉等)関係業務 (1)経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ○1 畜産(肉畜・食肉等)関係業務 (1)経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等			

<p>が生産コストを下回った場合の交付対象生産者への交付金の交付等を行う。</p> <p>(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間実績：34 業務日)</p>	<p>(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。</p>	<p>(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ (ア) 肉用牛交付金の交付 分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 肉用牛交付金について、販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (12,455 件/12,455 件) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 (第 4 期中期目標期間実績：2 業務日)</p>	<p>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>◇ (イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成</p>	<p><主要な業務実績> 肉用牛交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から 5 業務日以内にホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (4 回/4 回) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>(ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30 業務日以内に交付する。 (第4 期中期目標期間実績：－業務日)</p>	<p>(ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30 業務日以内に交付する。</p>	<p>(ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30 業務日以内に交付する。</p>	<p>のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇ (ウ) 肉豚交付金の交付 分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を30 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 肉豚交付金については、標準的販売価格が標準的生産費を上回ったため、本年度内に交付金の交付は行われなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				
<p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表す</p>	<p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から</p>	<p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から</p>	<p>◇ (エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成</p>	<p><主要な業務実績> 該当なし</p>	<p><評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				

<p>る。 (第4期中期目標期間実績：-業務日)</p> <p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づき、肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、肉用子牛生産者補給交付金の交付等を行う。</p>	<p>5業務日以内に、ホームページで公表する。</p> <p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等</p>	<p>5業務日以内に、ホームページで公表する。</p> <p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等</p>	<p>のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b:達成度合は、100%であった</p> <p>c:達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d:達成度合は、80%未満であった</p> <p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等</p>			
<p>(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間実績：11業務日)</p>	<p>(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p>	<p>(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。</p>	<p>◇(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した件数と生産者積立助成金を交付した件数の合計件数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a:達成度合は100%で</p>	<p><主要な業務実績> 肉用子牛生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に全て交付した。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 達成度合は100%(202件/202件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

			<p>あり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第4期中期目標期間実績：5業務日)</p>	<p>(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>◇(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 生産者補給交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から5業務日以内にホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 達成度合は100%（1回/1回）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するため</p>	<p>ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するため</p>	<p>ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するため</p>	<p>◇ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明</p>	<p><主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあった全ての新規・拡充事業について、事業説明会等を実施した（6回）。（第2の6の（1）</p>	<p><評定と根拠> 評定b 第2の6の（1）のウ参照 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>の事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p> <p>（第4期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%）</p> <p>【重要度：高】（第3の1の（1）のアの（ア）、（ウ）及びイの（ア））</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策であり、また、総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定。以下「TPP等政策大綱」という。）において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>の事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>の事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>のウ参照)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 a</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和7年6月から発</p>
<p>（2）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢</p>	<p>（2）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢</p>	<p>（2）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢</p>	<p>◇（2）緊急対策 分母を緊急対策とし</p>	<p><主要な業務実績> 令和7年6月から発</p>	<p><評定と根拠> 評定 a</p>	

<p>の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>【困難度：高】(第3の1の(2))</p> <p>災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>て制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は80%未満であった</p>	<p>生じたトカラ列島近海を震源とする地震に対する畜産支援対策として、緊急的な避難に伴う家畜の輸送等を支援する事業、令和7年8月から9月までの豪雨及び暴風雨により被害を受けた畜産農家における畜舎の補改修や粗飼料の代替飼料の購入を支援する事業及び令和7年度補正予算で措置された和牛肉の新規需要開拓等の取組を支援する事業等の緊急対策(延べ7事業)について、国からの要請文受理後、いずれも事業実施要綱を18業務日以内に制定又は改正した。</p> <p>特に、令和7年度補正予算で措置された和牛肉の新規需要開拓等の取組を支援する事業の実施に当たっては、国と緊密に連絡・調整を行い、要請文の受理(1月9日)後、速やかに事業実施要綱を制定し(1月14日)、さらに迅速に事業着手ができるよう事業実施主体と連携して事業説明会を開催(1月20日)するなどの的確に事業を実施した。</p>	<p>達成度合は100%(7事業/7事業)であった。</p> <p>事業実施要綱の制定に当たっては、国における事業内容の検討段階から国と緊密に連絡・調整を行うことで、国からの要請文受理後、短期間で延べ7事業全ての事業実施要綱を制定又は改正することができた。</p> <p>特に、令和7年度補正予算で措置された和牛肉の新規需要開拓等の取組を支援する事業の実施に当たっては、国や事業実施主体と緊密に連携を図り、6年度の同事業の執行と並行して早期かつ機動的に実施することができた。</p> <p>以上のとおり、達成度合が100%で優れた取組内容が認められ、また、当該項目は困難度の高い項目でもあることから、a評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
---	--	--	---	--	---	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の 11%程度となっているが、肉豚経営安定交付金の交付が無かったこと、肉用牛肥育経営安定交付金及び肉用子牛生産者補給金の交付が当初見込みより少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業 (2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 (3) 緊急対策		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
加工原料乳 生産者補給 交付金の支 払請求件数	—	160件	133件	134件	135件				予算額（千円）	97,188,733	93,821,768	93,442,867	
目標業務日 以内に交付 した件数	18業務日以 内の交付	160件	133件	134件	135件				決算額（千円）	77,610,791	74,006,835	71,075,105	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				経常費用（千円）	76,374,508	73,092,523	70,206,512	
受託数量等 を公表した 回数	—	12回	12回	12回	12回				経常利益（千円）	△843,354	△1,112,982	△727,457	
目標業務日 以内に公表 した回数	9業務日以 内の公表	12回	12回	12回	12回				当期総利益（千円）	1,211	190	3,381	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				行政コスト（千円）	76,374,508	73,092,523	70,206,512	
加工原料乳 生産者積立 金に係る補 助金を交付 した件数	—	8件	9件	—	—				行政サービス実施コ スト（千円）	—	—	—	
目標業務日 以内に交付 した件数	14業務日以 内の交付	8件	9件	—	—				従事人員数	22.70	22.70	22.70	
達成度合	—	100%	100%	—	—								

国から通知を受けた輸入数量	全量の輸入	137,202 トン	137,202 トン ※全乳換算数量	137,202 トン ※全乳換算数量	137,202 トン ※全乳換算数量														
輸入入札に付した数量	—	137,202 トン	137,202 トン ※全乳換算数量	137,202 トン ※全乳換算数量	137,202 トン ※全乳換算数量														
達成度合	—	100%	100%	100%	100%														
国が指示する方針による売渡計画の合計数量	計画の確実な実施	13,946 トン	20,343 トン ※製品重量	19,125 トン ※製品重量	15,103 トン ※製品重量														
売渡入札に付した数量	—	13,946 トン	20,343 トン ※製品重量	19,125 トン ※製品重量	15,103 トン ※製品重量														
達成度合	—	100%	100%	100%	100%														
指定乳製品等の輸入の契約数	—	—	—	96 件	—														
目標業務日以内に売渡した契約数	20 業務日以内の売渡し	—	—	96 件	—														
達成度合	—	—	—	100%	—														
流通計画の公表回数	4 回	(4 回)	4 回	4 回	4 回														
目標の期日までに公表した回数	四半期終了月の翌月の 20 日までに公表	(4 回)	4 回	4 回	4 回														
達成度合	—	100%	100%	100%	100%														
売買実績に係る情報を公表した回数	—	12 回	12 回	12 回	12 回														
目標の期日までに公表した回数	翌月 19 日までの公表	12 回	12 回	12 回	12 回														
達成度合	—	100%	100%	100%	100%														

緊急対策として制定した事業数	—	3事業	7事業	3事業	7事業										
目標業務日以内に要綱を制定した事業数	18業務日以内の要綱制定	3事業	7事業	3事業	7事業										
達成度合	—	100%	100%	100%	100%										

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（酪農・乳業）関係に関するもの（指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 参考の欄における前中期目標期間最終年度値等について、本中期目標期間とは異なる達成目標に基づく件数については、括弧内に記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	<p>2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って酪農業に従事できるよう、酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、酪農・乳業に係る補助事業等を以下のとおり実施する。</p> <p>ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等 生乳等の需給の安定及び酪農経営の安定を図るため、畜産経営安定法に基づき、対象事業者に加工原料乳生産者補給交付金の交付等を行う。</p> <p>（ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付</p>	<p>2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策</p> <p>ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等</p> <p>（ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付</p>	<p>2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策</p> <p>ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等</p> <p>（ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付</p>	<p>○2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策</p> <p>ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等</p> <p>◇（ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付</p>	<p><主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付について、交付対象</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (135</p>		

<p>加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する（対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。）。</p> <p>（第4期中期目標期間実績：18業務日）</p>	<p>加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>事業者等からの交付申請に係る支払請求件数135件に対し、18業務日以内に全て交付した。</p>	<p>件/135件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。</p> <p>（第4期中期目標期間実績：9業務日）</p>	<p>(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>◇ (イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>交付対象事業者別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報について、全都道府県からの報告終了後、9業務日以内にホームページで公表した。</p> <p>事務処理の迅速化等に当たっては、都道府県及び第1号交付対象事業者(注)に文書を発し、相互連絡等について指導を行った。</p> <p>(注) 生乳を生産者から集めて乳業に販売し、機構から補給交付金を預かり、生産者に補給金を交付する事業者。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b 達成度合は100% (12回/12回) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

<p>イ 畜産業振興事業 酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>イ 畜産業振興事業 酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>イ 畜産業振興事業 酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>イ 畜産業振興事業</p>			
<p>(ア) 酪農対策 酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間実績：11 業務日)</p>	<p>(ア) 酪農対策 酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 このため、補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に交付する。</p>	<p>(ア) 酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ (ア) 酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る補填金の交付に要する補助金の交付 分母を加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る補填金の交付に要する補助金を交付した件数とし、分子を、当該補助金を 14 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以</p>	<p><主要な業務実績> 加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を上回ったことから、本年度内に補填金の交付は行われなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定一 <課題と対応> 一</p>	

<p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 (第4期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</p> <p>【重要度：高】(第3の2の(1)のアの(ア)及びイの(ア)) アの(ア)及びイの(ア)については、基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、アの(ア)については、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳</p>	<p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買</p>	<p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあつては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買</p>	<p>上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買</p>	<p><主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあつた全ての新規・拡充事業について、事業説明会等を実施した(9回)。(第2の6の(1)のウ参照)</p>	<p><評定と根拠> 評定b 第2の6の(1)のウ参照</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	---	--	--	---	---	--

<p>及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) 指定乳製品等の輸入入札 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のために入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。 (第4期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%)</p>	<p>(ア) 指定乳製品等の輸入入札 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のために入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p>	<p>(ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受けた令和7年度の指定乳製品等の全量を輸入のために入札に付する。</p> <p>(イ) 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p>	<p>◇(ア) 指定乳製品等の輸入入札 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇①指定乳製品等の売渡し 分母を国が指示する方針による売渡し計画の合計数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた</p>	<p><主要な業務実績> 国家貿易機関として、令和7年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知した数量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入入札に付した。 i) 国から通知を受けた数量 全乳換算数量 137,202 トン ii) 輸入入札に付した上で契約を締結した数量(不落札分を除く。) 全乳換算数量 137,202 トン</p> <p><主要な業務実績> 四半期毎に農林水産省畜産局長あてに届け出ている売渡し計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルを売渡入札に付した。 i) 売渡し計画の合計数量 15,103 トン</p>	<p><評定と根拠> 評定b 達成度合は100%(137,202 トン/137,202 トン)であった。 <課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 達成度合は100%(15,103 トン/15,103 トン)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
---	---	---	--	---	---	--

			<p>取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった (売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)</p>	<p>ii) 売渡入札に付した数量 15,103 トン</p>		
	<p>また、指定乳製品等の売渡に当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>また、指定乳製品等の売渡に当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>◇②需要者との意見交換による要望・意向の把握 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期毎に大手需要者との情報交換会議を開催(4回)し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 需要者との情報交換会議からの要望・意見等の聴取・把握を行うことができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(イ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときに</p>	<p>(イ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときに</p>	<p>(ウ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときに</p>	<p>◇(ウ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 分母を輸入の契約数(20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。)とし、分子をこのうち当該輸入に係る</p>	<p><主要な業務実績> 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるという状況には至らなかったため、当該輸入・売渡しは実施しなかった。</p>	<p><評定と根拠> - <課題と対応> -</p>	

<p>は、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p> <p>(第 4 期中期目標期間実績：14 業務日)</p>	<p>は、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>は、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>指定乳製品等を 20 業務日以内に売り渡した契約数とする。</p> <p>s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>(ウ) 輸入バターの流通計画の公表</p> <p>上記 (ア) 又は (イ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の 20 日までにホームページで公表する。</p> <p>(第 4 期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末)</p>	<p>(ウ) 輸入バターの流通計画の公表</p> <p>上記 (ア) 又は (イ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の 20 日までに、ホームページで公表する。</p>	<p>(エ) 輸入バターの流通計画の公表</p> <p>上記 (イ) 又は (ウ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の 20 日までに、ホームページで公表する。</p>	<p>◇ (エ) 輸入バターの流通計画の公表</p> <p>分母を 4 回とし、分子を四半期終了月の翌月の 20 日までに公表した回数とする。</p> <p>s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎にそれぞれ取りまとめ、四半期終了月の翌月の 20 日までにホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>達成度合は 100% (4 回/4 回) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

<p>(エ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。 (第4期中期目標期間実績：翌月の19日)</p>	<p>(エ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。</p>	<p>(オ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。</p>	<p>◇(オ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 売戻相手先から輸入許可書の速やかな提出を受けること等により、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、翌月の19日までにホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 達成度合は100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 (参考：第4期中期目標期間実績：3回(令和4年度実績))</p>	<p>イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。</p>	<p>イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。</p>	<p>◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を6月、9月及び1月に国と共催(計3回)した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催し、関係者間で情報共有と意見交換を行うことができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象</p>	<p>(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象</p>	<p>(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象</p>	<p>◇(3) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に</p>	<p><主要な業務実績> 令和7年8月から9月までの豪雨及び暴風雨により被災した酪農経営体</p>	<p><評定と根拠> 評定a 達成度合は100%(7事業/7事業)であった。</p>	

<p>とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：11業務日)</p> <p>【困難度：高】(第3の2の(3))</p> <p>災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は80%未満であった</p>	<p>及び年末年始の不需要期の生乳需給の安定に万全を期すことから、生乳の出荷調整や近年の猛暑に対応するため暑熱対策に取り組む酪農経営体を支援する等の緊急対策事業(延べ7事業)について、国からの要請文受理後、いずれも事業実施要綱を18業務日以内に改正した。</p> <p>特に、年末年始の不需要期の生乳需給の安定を図る緊急対策事業については、近年の猛暑の影響により生乳生産がずれ込み、年末年始の不需要期において生乳廃棄が生じるおそれがあったことから、事業実施主体との連携を図り、短期間で事業を開始した。さらに、不需要コア期(12月20日～1月8日)開始までの短期間に事業実施主体と連携して酪農経営体への事業周知や参加申込書の取りまとめ等を迅速に行った結果、昨年度を上回る675酪農経営体が911トンの生乳出荷調整を果たし、不需要期の適正な余乳処理に寄与した。</p>	<p>事業実施要綱の改正に当たっては、国における事業内容の検討段階から、国と緊密に連絡・調整を行うことで、国からの要請文受理後、短期間で延べ7事業全ての事業実施要綱を改正することができた。特に、年末年始の不需要期の生乳需給の安定を図る緊急対策事業については、国からの緊急的な要請を受け、事業実施主体と連携し、短期間で事業を開始した上、事業の周知を図った結果、不需要期の適正な余乳処理に寄与し、不需要期対策を迅速かつ的確に実施することができた。</p> <p>以上のとおり、達成度合が100%で優れた取組内容が認められ、また、当該項目は困難度の高い項目でもあることから、a評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
---	---	---	--	--	---	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の76%程度となっているが、畜産業振興事業費において、年度内に間接補助事業実施主体までの支払いが間に合わない分(翌年度への繰越)が生じたこと等が要因である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策</p> <p>野菜については、野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)等に基づき、生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を以下のとおり実施する。</p> <p>その際、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう適切に対応する。</p> <p>ア 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。)の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。</p> <p>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績:11業務日)</p>	<p>3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策</p> <p>ア 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策</p> <p>ア 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>○3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策</p> <p>◇ア 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b:達成度合は、100%であった</p> <p>c:達成度合は、80%以</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった502件のうち、2件を除く500件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定c</p> <p>達成度合は99.6%(500件/502件)であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>指定野菜価格安定対策事業の交付金交付(令和7年:4/21~6/26)において、交付までの期間が交付申請受理日から11業務日を超過したケースが全交付件数(80件)のうち2件あった。交付金交付に係る決裁の進捗管理は行っていたものの、決裁後に交付</p>	

			<p>上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>		<p>通知と同時に行う支払伝票の起票を失念したことが要因である。このため、交付金交付の決裁の進捗確認項目に支払伝票の作成を追加し、同作業も明示化して進捗管理できるよう見直しを行った。これにより、現時点では事務手続が確実に実施されている。</p>	
<p>イ 契約指定野菜安定供給事業 あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間実績 : 16 業務日)</p>	<p>イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。</p>	<p>イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇イ 契約指定野菜安定供給事業 分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 20 業務日以内に交付した件数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった 65 件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に全て交付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (65 件/65 件) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するた</p>	<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金</p>	<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金</p>	<p>◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件</p>	<p><主要な業務実績> 助成金の交付については、交付申請のあった 401 件に対し、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (401 件/401 件) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>め、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。</p> <p>助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p> <p>(第 4 期中期目標期間実績：11 業務日)</p>	<p>については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>日から 11 業務日以内に全て交付した。</p>		
<p>エ 業務内容等の公表</p> <p>ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p> <p>(第 4 期中期目標期間実績：毎月)</p>	<p>エ 業務内容等の公表</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p>	<p>エ 業務内容等の公表</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p>	<p>◇エ 業務内容等の公表</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表分母を 12 月とし、分子を公表した月数とする。</p> <p>s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量や交付金額について毎月ホームページで公表した。</p> <p>また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>達成度合は 100% (12 月/12 月) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

	<p>オ セーフティネット対策の適切な対応 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。</p>	<p>オ セーフティネット対策の適切な対応 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、関係者からの照会等に対して、適切に対応する。</p>	<p>満であった</p> <p>◇オ セーフティネット対策の適切な対応 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会(5月15~16日開催)において、令和8年から収入保険との重複加入ができない旨及び留意事項などを説明した。 また、登録出荷団体・都道府県野菜価格安定法人等からの照会に適切に対応した。 さらに、①農協担当者等からの要望を踏まえ、新たに生産者等にとって分かりやすい野菜価格安定制度のパンフレットを作成し、ホームページに掲載、②農林水産省の現地調査に同行し、農協担当者、生産者等に野菜価格安定制度と収入保険制度の加入状況等の聞き取りや当該パンフレットを用いての説明、③各種調査等の際に関係者にパンフレットを配布(630部)し、本制度の役割、重要性を説明した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、適切に対応した。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>オ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、機</p>	<p>カ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国</p>	<p>カ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国</p>	<p>◇カ 野菜農業振興事業 分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%で</p>	<p><主要な業務実績> 契約野菜収入確保モデル事業及び国産野菜周年安定供給強化事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において事業内容の説明を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定a 達成度合は100%(3事業/3事業)であった。 特に令和7年度補正予算で措置された国産野菜周年安定供給強化事業(補正予算分)につ</p>	

<p>構法に基づき、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績:事業説明会の実施:100%)</p> <p>【重要度:高】(第3の3の(1)のア~ウ)</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>あり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b:達成度合は、100%であった</p> <p>c:達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d:達成度合は、80%未満であった</p>	<p>また、事業実施主体の公募を行うに当たり、ホームページ、情報誌、農業紙などへの広告掲載、生産者・中間事業者に対する事業の情報提供(公募チラシの郵送など)など、幅広く事業内容の周知を行った。</p> <p>令和7年度補正予算において、令和7年度農林水産関係補正予算の重点事項のうち、「II食料安全保障の強化のための重点事項対策(2)過度な輸入依存からの脱却③加工・業務用野菜の生産拡大対策」として予算措置された国産野菜周年安定供給強化事業(補正予算分)の公募を実施した。公募は、ホームページ、農業紙への広告掲載など幅広く事業内容の周知を行いながら、12月17日から1月9日に実施後、事業要件変更に伴う追加公募を1月27日から2月2日に実施した。2月10日に実施した事業実施主体審査委員会にて事業実施主体候補者の選定を行い、3件を採択した。年度内に円滑に事業を遂行するため、各採択者に対し、WEBにて事務手続き等に関する説明会を実施し、年度内に全件の交付決定を行った。</p>	<p>いては、11月末の令和7年度補正予算閣議決定後、国と緊密な調整を図り、短期間の準備を経て、12月17日から1月9日に公募を実施し、12月23日に公募説明会を開催した他、農業紙への広告掲載等事業内容の周知に迅速に取り組んだ。さらに、1月22日に国から当該事業の事業要件変更の要請を受け、1月27日から2月2日に追加公募を実施した。年度内の限られた期間中に2回の公募を実施する必要があったため、機構の事務手続を迅速化し、ほぼ当初計画どおりの時期に公募審査委員会を開催して3件を採択した。なお、年度内に全件(予算全額)について交付決定を行った。</p> <p>非常に限られた期間で、国と連携を図り、機動的、弾力的及び的確に事業を実施することができたため、達成度合100%であり、優れた取組と評価できることから、a評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	---	---	---	--	--	--

<p>(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第4期中期目標期間実績:事業説明会の実施:100%)</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>◇(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業の機動的・弾力的な実施 分母を野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 緊急需給調整事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会(対面及びWeb会議)等において、事業の内容、運用方針等の説明を行い、周知を図った。 また、やさいレポートの公表等により野菜需給情報の発信強化を図るとともに、野菜需給情報等交換会メンバー等に情報を提供し、野菜の需給について、生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図った。 さらに、農水省、団体等と連携し、緊急需給調整事業を適時に実施したほか、野菜需給情報等交換会においてその実施状況を報告するとともに、新低温保存技術の報告及び加工・業務用野菜に係る活発な意見交換を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において、事業の内容、運用方針等の説明を行い、事業の普及推進を図ることができた。達成度合は100%(1事業/1事業)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
---	---	---	---	--	---	--

<p>4. その他参考情報 (予算と決算の乖離理由) 本セグメントにおいて、決算額が予算額の26%程度となっているが、総じて価格が堅調に推移したことにより、生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。</p>
--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務 （2）需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務		

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
甘味資源作物 交付金概 算払請求の 総件数	—	231 件	200 件	215 件	240 件			予算額（千円）	129,023,034	127,109,328	129,628,703	
目標業務日 以内に交付 した件数	8 業務日以 内の交付	231 件	200 件	215 件	240 件			決算額（千円）	111,868,279	114,640,034	119,628,565	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	57,953,733	50,698,279	60,011,042	
国内産糖交 付金の申請 書受理の総 件数	—	190 件	181 件	180 件	172 件			経常利益（千円）	△11,337,168	4,444,609	△720,606	
目標業務日 以内に交付 した件数	18 業務日以 内の交付	190 件	181 件	180 件	172 件			当期総利益（千円）	△11,337,147	4,570,786	△714,452	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			行政コスト（千円）	57,953,733	50,698,279	60,011,042	
交付決定数 量を公表し た回数	—	12 回	12 回	12 回	12 回			行政サービス実施 コスト（千円）	—	—	—	
目標の期日 までに公表 した回数	翌月の 15 日までの公 表	12 回	12 回	12 回	12 回			従事人員数	52.98	52.98	52.98	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%							
でん粉原料 用いも交付	—	64 件	75 件	74 件	56 件							

3) 令和5年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入 365 億円に対し交付金等支出が 480 億円となり 115 億円の収支差が生じたため。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>4 特産(砂糖・でん粉)関係業務 (1) 経営安定対策 砂糖及びでん粉については、基本計画を踏まえ、地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。)に基づき、交付金の交付等を以下のとおり実施する。</p> <p>ア 砂糖関係業務 甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間</p>	<p>4 特産(砂糖・でん粉)関係業務 (1) 経営安定対策</p> <p>ア 砂糖関係業務</p> <p>(ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>4 特産(砂糖・でん粉)関係業務 (1) 経営安定対策</p> <p>ア 砂糖関係業務</p> <p>(ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務 (1) 経営安定対策</p> <p>ア 砂糖関係業務</p> <p>◇(ア) 甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s: 達成度合は100%であり、かつ、その達成</p>	<p><主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった240件全てについて、8業務日以内に交付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 達成度合は100%(240件/240件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

<p>実績：7業務日)</p>			<p>のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>(イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間実績：18業務日)</p>	<p>(イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>(イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ (イ) 国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 国内産糖交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった172件全てについて、18業務日以内に交付した。 また、国内産糖製造事業者(以下「製糖会社」という。)が国内産糖交付金の交付申請を行うにあたり、製造した国内産糖が農林水産省令に定める規格を満たしたものであることを証明するための糖度検査については、平成19砂糖年度以降自主検査に移行しており、このうち甘しゃ糖については、製糖会社と検査機関との間で自主検査契約を締結し、糖度検査が実施されてきたところ。糖度検査料については、平成19砂糖年度以降、据え置きとなっていたものの、昨今</p>	<p><評定と根拠> 評定 a 達成度合は100%(172件/172件)であった。 また、昨今、国においても検査コスト低減等に向け、サンプリング方法の見直しなど(例：米については令和3年産米から適用)農産物検査の見直しが行われている中、機構において国内産糖検査要領を改正し、効率的な糖度検査とすべく検査方法の見直しを行ったことで、検査料の値上げによる製糖会社の負担増を最小限に圧縮することができた。これにより、国内産糖事業者交付金の算定要素となる製造コストの抑制が図られ、糖価調整制度の持続可能性が高まることと考えられることから、a評価とした。</p>	

				<p>の資材費や人件費の高騰により、検査機関から費用負担者である製糖会社に対し、糖度検査料の大幅な値上げの打診があったことを背景に、製糖会社が加盟する業界団体から機構に対し、検査方法の見直し（検査用サンプルの抽出率の変更は行わず、検査精度に影響が出ない範囲で検査単位を拡大することでサンプル数を減らす方法により検査料の値上げ幅を抑えたい旨）の要請があったところ。</p> <p>機構としては、検査機関と連携し、検査精度の維持に関する検証を行った上で、機構が定める国内産糖検査要領を一部改正して検査単位を原則100トン毎から原則運搬船一隻毎に拡大する見直しを行った。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(ウ) 業務内容等の公表制度の円滑な運用を図るため、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 (第4期中期目標期間実績：翌月の15日)</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公表制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公表制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇ (ウ) 制度周知等の取組状況 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、優良なさとうきび生産者等を対象とした沖縄県さとうきび競作会等において、価格調整制度の重要性について情報発信を行った。また、「さとうきび・甘蔗糖関係検討会」を鹿児島県で開催し、交流機会の少ない鹿児島・沖縄両県の関係者が一</p>	<p><評定と根拠> 評定b ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、さとうきび生産者等を対象として、生産地等において価格調整制度の必要性や生産性向上の重要性について情報発信を行うことにより、制度の周知・浸透に十分に取り組んだ。</p>	

<p>イ でん粉関係業務 でん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付</p>	<p>イ でん粉関係業務</p> <p>(ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付</p>	<p>イ でん粉関係業務</p> <p>(ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付</p>	<p>◇(エ) 業務内容等の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s: 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a: 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b: 達成度合は、100%であった c: 達成度合は、80%以上100%未満であった d: 達成度合は、80%未満であった</p> <p>イ でん粉関係業務</p> <p>◇(ア) でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s: 達成度合は100%で</p>	<p>堂に会してさとうきび生産に関する様々な課題を検討した。</p> <p><主要な業務実績> 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表した。</p> <p><主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法により概算払請求があった56件全てについて、8業務日以内に交付した。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価 b 達成度合は100%(12回/12回)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価 b 達成度合は100%(56件/56件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	--	---	---	--

<p>する。 (第4期中期目標期間 実績：7業務日)</p>	<p>する。</p>	<p>する。</p>	<p>あり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>(イ) 国内産いもでん粉 交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間 実績：18業務日)</p>	<p>(イ) 国内産いもでん粉 交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>(イ) 国内産いもでん粉 交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>◇(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 国内産いもでん粉交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった83件全てについて、18業務日以内に交付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 達成度合は100%(83件/83件)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>(ウ) 業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 (第4期中期目標期間実績：翌月の15日)</p> <p>【重要度：高】(第3の4の(1)アの(ア)、(イ)及びイの(ア)、(イ)) 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇(ウ) 業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 達成度合は100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(2) 需給調整・価格安定対策 砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、糖価調整法に基づき、調整金の徴収を以下のとおり実施する。 ア 砂糖関係業務 制度の円滑な運用を図るため、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行う。また、制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームペー</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行う。また、制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームペー</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 ◇(ア) 制度周知等の取組状況 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p>	<p><主要な業務実績> 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、「第20回食育推進全</p>	<p><評定と根拠> 評定a ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、一般消費者が参加する交流イベントに積極的に出展し、機構が</p>	

を行い、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

(第4期中期目標期間実績：翌月の15日)

ジにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

ジにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

b：取組は十分であった
c：取組はやや不十分であり、改善を要する
d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

国大会」等において、機構が作成したパンフレットの配布やパネルの展示を行った。

また、機構職員が自ら講師となって出前講座を実施し、高校生を対象とした講義のほか、栄養学を専攻する大学生に対しては、精糖工業会とのタイアップによる実験をするなど、砂糖の価格調整制度の重要性や砂糖の正しい知識の普及を図った。

さらに、令和6年1月から13年ぶりに再開した国内産異性化糖の売買手続について、業界団体や売渡申込者からは、事務負担が増加したことに伴って、納付期限等を緩和する旨の強い要望があった。これを踏まえ、機構が主体となり、農林水産省や業界団体と協議・調整を重ね、規程の改正、業界団体への説明、システムの改修及び売渡申込者への個別の案内を行った上で、令和7砂糖年度(令和7年10月)から、調整金の納付期限の緩和措置(上期分：当月25日→月末、下期分：翌月10日→翌月15日)及び納付手続の簡素化(上期分について下期分と合わせて納付する選択制を導入)を行った。

作成した啓発資料を配布した。

また、出前講座を実施し、より多くの者に対し砂糖の価格調整制度の重要性や砂糖の正しい知識の普及を図った。

さらに、国内産異性化糖の売買手続について、業界団体や売買申込者から強い要望があったことを踏まえ、農林水産省や業界団体との協議・調整を経て規程改正、システム改修及び関係者への説明を行い、売買手続の見直しを実施した。これにより制度の利便性の向上や申込者の事務負担の軽減を図ることができたことからa評価とした。

<課題と対応>

特になし

			<p>◇(イ) 売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s: 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a: 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b: 達成度合は、100%であった c: 達成度合は、80%以上100%未満であった d: 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の15日までに公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (12回/12回) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>イ でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第4期中期目標期間実績: 翌月の15日)</p>	<p>イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇イ でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s: 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a: 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b: 達成度合は、100%であった c: 達成度合は、80%以上100%未満であった d: 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (12回/12回) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	5 情報収集提供業務 (1) 情報収集の的確な実施 (2) 需給等関連情報の迅速な提供 (3) 情報提供の効果測定等		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標 期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
需給等関連 情報を提供 した件数	—	1,214 件	1,120 件	1,200 件	1,127 件				予算額（千円）	715,712	653,066	690,139	
目標の期日 までに提供 した件数	8 業務日又 は翌月まで の公表	1,214 件	1,120 件	1,200 件	1,127 件				決算額（千円）	588,242	545,403	579,932	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				経常費用（千円）	521,838	527,604	561,427	
情報利用者 の満足度 に係る指標 (5段階評価、 目標)	4.0 以上	4.0	4.0	4.0	4.0				経常利益（千円）	32,107	36,371	49,447	
アンケート 調査結果の 平均値（実 績）	—	4.2	4.2	4.2	4.1				当期総利益（千円）	32,107	36,371	49,447	
達成度合	—	—	100%	100%	100%				行政コスト（千円）	521,838	527,604	561,427	
									行政サービス実施 コスト（千円）	—	—	—	
									従事人員数	25.32	25.32	25.32	

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 参考の欄における前中期目標期間最終年度値等について、本中期目標期間とは異なる達成目標に基づく件数については、括弧内に記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>5 情報収集提供業務 農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、機構法に基づき、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。なお、実施に当たっては、中国等の需給動向の重要性が増しているほか、海外の情勢により我が国の農畜産業に甚大な影響が生じている状況を踏まえ、海外における情報収集体制を強化する。</p> <p>（1）情報収集の的確な実施 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p>	<p>5 情報収集提供業務</p> <p>（1）情報収集の的確な実施 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等につい</p>	<p>5 情報収集提供業務</p> <p>（1）情報収集の的確な実施 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等につい</p>	<p>○ 5 情報収集提供業務</p> <p>（1）情報収集の的確な実施 ◇ア 情報検討委員会の意見等を踏まえた調査テーマの重点化 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であ</p>	<p><主要な業務実績> 前年度の情報検討委員会で得られたニーズや意見等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。 また、令和7年11月に、畜産、野菜、砂糖類・でん粉それぞれの部門で同委員会を開催し、委員からの意見を踏まえ令和</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 調査テーマの重点化等業務の合理化及び情報収集・提供の令和7年度の実施状況の総括及び令和8年度の計画の検討に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし</p>		

<p>また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。 (参考：第4期中期目標期間実績：委員会を年3回開催)</p>	<p>て、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p> <p>また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。</p>	<p>て、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、令和7年度の実施状況及び令和8年度の計画について検討する。</p> <p>また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。</p>	<p>り、抜本的な改善を要する</p> <p>◇イ 海外における情報収集体制の整備の取組状況 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>8年度の調査テーマの重点化を図った。 さらに、令和8年度からは、重点テーマをキーワード化し、より柔軟に情報収集及び提供業務ができるよう工夫した。</p> <p><主要な業務実績> 米国、豪州及び台湾の関係機関である米国食肉輸出連合会、豪州食肉家畜生産者事業団及び台湾中央畜産会との定期会合を行い、引き続き連携を深めた。 利用者のニーズの高まりや、需給動向に関する情報の重要性が増していると考えられる情報については、関係機関と連携し、以下の調査を行った。 また、日本貿易振興機構（JETRO）駐在員による関係機関との密な連携により、令和7年11月にスペインで発生したアフリカ豚熱（ASF）に関する情報を現地業界関係者から入手し、国内関係者に迅速に提供した。</p> <p>○ 日本からのアクセスが困難である中国での共同現地調査 ① 中国農業大学については、10年以上に及ぶ関係構築により令和6年度から共同現地調査を実施しており、令和7年度は日本を</p>	<p><評定と根拠> 評定 a 従来から関係のあった機関と引き続き連携を深めることができた。また、中国について、中国農業大学等との共同調査により、入手困難な現地情報を収集するとともに、豪州について、新たな関係構築により、国内の酪農・畜産関係者からの関心が高い現地の飼料生産情報等を提供することができた。加えて、JETRO駐在員による現地業界関係者との密な連携により、迅速な情報発信ができた。 これらの情報提供内容の拡充を可能とした体制の整備は、目標を上回る成果と評価できることから、a評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
---	---	---	---	---	--	--

				<p>含む国外からの現地調査が極めて困難である中国における穀物の需給動向について、共同現地調査を実施した。</p> <p>② これまで情報誌への原稿の寄稿により協力を得ていた、内蒙古财经大学で畜産を専門に研究している准教授にさらなる協力を依頼し、近年生乳生産量が急増し、世界の乳製品需給に大きな影響を与えているものの、生産現場の調査が困難である中国の酪農について共同現地調査を初めて実施した。</p> <p>○ 豪州での牧草関連現地調査 令和7年6月に南オーストラリア州政府主催のイベントに参加したことを契機に、豪州の牧草輸出メーカーや日本の輸入商社と面談を行い、新たに関係を構築した。 豪州はわが国の乾牧草の主要な輸入先であることから、これらの関係者に調査協力を依頼し、初めて同国における日本向け牧草輸出現場の調査を実施した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>(2) 需給等関連情報の提供</p> <p>需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：需給関連統計情報は8業務日、需給動向情報は翌月)</p>	<p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供</p> <p>需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。</p>	<p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供</p> <p>需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。</p>	<p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供</p> <p>◇ア 情報の期間内の公表</p> <p>分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p>	<p>○ 米国でのアニマルウェルフェアの現地調査ニーズがあるものの機密性や専門性が高い海外のアニマルウェルフェアの取組状況について、機構のネットワークを活用して、粘り強く業界団体へのアプローチを継続したことで、初めて、米国の鶏卵の動向について現地調査を実施した。読者から「入手しづらいコストやリスクなど多岐にわたる分析がなされていて感心した」といった評価を得た。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>情報件数1,127件(うち需給関連統計情報580件、需給動向情報547件)の全てを期間内に公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>達成度合は100%(1,127件/1,127件)であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
--	--	--	---	---	--	---	--

また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。

また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。

d：達成度合は、80%未満であった

◇イ 情報提供の迅速な対応

s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった

a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった

b：取組は十分であった

c：取組はやや不十分であり、改善を要する

d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>

情報利用者等から 133 件（うち国から 10 件、国以外から 123 件）の問合せがあり、全て翌業務日以内に対応した。

また、情報利用者等のニーズが非常に高いと思われる事案について、迅速に対応した。

具体的には、令和 7 年 4 月に公表されたトランプ政権による関税政策については、その動向を速やかにホームページに 5 本公表する等、随時、タイムリーな情報を発信した。

また、令和 7 年 11 月にスペインにおいて発生したアフリカ豚熱（ASF）に関する情報について、その動向を速やかにホームページに 2 本公表した。

国を横断した情報提供に関する需要がある中、12 月に開催した「a l i c セミナー」において初めて、カナダ、メキシコ、スペイン、ブラジル、中国における豚肉需給について、他国や世界全体の需給への影響も含めて説明した。この中で、まだ整理された情報が少ないスペインでの ASF 対策や日本を含む各国における豚肉需給

<評定と根拠>

評定 s

情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応することができた。

特に、トランプ関税やスペインにおける ASF の発生等、ニーズが高いものの専門性や機密性が高く情報収集が非常に困難な情報について、速やかに情報発信することができた。

また、わが国の食料安全保障の確保が求められ、特定食料の民間在庫調査の迅速な実施が求められる中、これまでのノウハウやネットワークを基に、関係者と連携しながら計画的に当該調査を実施し、遅滞なく農林水産省に報告することができた。

自ら情報を収集し、情報利用者へ迅速に提供するとともに、新たに取り組んだ国の食料安全保障政策に係る調査に対する迅速かつタイムリーな対応は、目標を上回る顕著な成果と評価できることから s 評価とした。

<課題と対応>

特になし

				<p>への影響も説明し、参加者から「ASF発生を受けた各国の動きや日本への影響が分かり勉強になった」「日本の輸入豚肉の構成比の大きな変化に際し、輸出国の状況を理解でき有益だった」といった評価が得られた。</p> <p>加えて、令和7年4月1日に施行された食料供給困難事態対策法第4条の規定に基づき農林水産省が実施している、特定食料等に係る民間在庫の実態等の調査（令和6年度総合的な備蓄体制の推進に向けた民間在庫緊急調査事業）について、農林水産・食品の知見やネットワークを有する民間調査会社2社とコンソーシアムを組み、新たに受託した。</p> <p>民間企業における在庫や商流実態等に関する情報は機密性が高く、質の高い情報の収集が困難であった中で、機構の知見やネットワーク等を活用することで、特定食料の調査対象品目12品目のうち牛肉、豚肉、鶏肉、液卵、粉卵、バター、砂糖について、適切な調査先の選定と調整を主体的に推し進め、結果として、より多くの企業や業界団体に対する調査が実現した。</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>また、調査時においては、機構の信頼性と知見を背景に、事業趣旨を丁寧かつ平易に説明することで、調査先の理解と協力による円滑な調査を実行し、その結果、より多くの情報を収集することができた。</p> <p>調査結果については、限られた調査・集計期間で、機構の知見とともに民間調査会社のノウハウ等も積極的に活用し、事業趣旨に沿った適切な報告として、質の高い内容で取りまとめることができた。</p>		
<p>(3) 情報提供の効果測定等</p> <p>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。 (第4期中期目標期間実績：4.1)</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等</p> <p>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等</p> <p>アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等</p> <p>◇ア アンケート調査の実施</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、情報利用者を対象にアンケート調査を実施した。より多くの情報利用者の要望や評価等を収集するため、ホームページのトップによりわかりやすくWeb回答ページのリンクを設置し、また、電話による協力依頼を早期に実施した。その結果、全体の5割を超える送付先からアンケートを回収することができた。</p> <p>(アンケート発送件数：</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>アンケート調査を適切に実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>◇イ 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>s：達成度合は100%以上であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%以上であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%以上であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>2,569件 回答数：1,403件 回収率：54.6%（昨年度47.4%）</p> <p><主要な業務実績> アンケート調査の集計結果は5段階評価で平均値4.1であり、目標の4.0を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「畜産の情報」の評価結果：4.1 ・「野菜情報」の評価結果：4.1 ・「砂糖類・でん粉情報」の評価結果：4.0 	<p><評定と根拠> 評定 b 達成度合は100%以上であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>◇ウ 情報提供内容等の改善等</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分で</p>	<p><主要な業務実績> アンケート調査結果や情報検討委員会における意見等を踏まえて記事を掲載した。</p> <p>(記事の具体例) 「畜産の情報」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU加盟国のアニマルウェルフェア関連規制について～ドイ 	<p><評定と根拠> 評定 b 取組は十分であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

			あり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	ツ、オランダ、デンマークにおける運用～ (2025年6月号) 「野菜情報」 ・ 気候変動待ったなし！野菜の生産・流通現場の適応策 (2025年8月号、特集号) 「砂糖類・でん粉情報」 ・ バイオプラスチックの基礎知識と可能性～大阪・関西万博でも活躍するバイオプラスチック～ (2025年8月号)		
--	--	--	-------------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由)
本セグメントにおいて、決算額が予算額の84%程度となっているが、円安の進展や物価上昇に伴い、調査の内容及び回数等を見直したことが要因である。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1~2-8	2-1 業務運営の効率化による経費の削減 2-2 役職員の給与水準 2-3 調達等合理化 (1) 「調達等合理化計画」に基づく取組 (2) 競争性、透明性の確保 (3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検等 2-4 業務執行の改善 (1) 業務全体の進行状況等の点検・評価 (2) 第三者機関による業務の点検・評価 (3) 第三者機関による業務の点検・評価結果の反映	2-5 機能的で効率的な組織体制の整備 2-6 補助事業の効率化等 (1) 透明性の確保 (2) 効率的な事業の実施 (3) 補助事業の審査・評価 2-7 デジタル化の推進による業務の効率化 2-8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費(附带事務費 (特殊要因により増減する経費を除く。)) の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制	(令和4年度業務経費(附带事務費))	令和4年度比で1.0%の抑制	令和5年度比で1.0%の抑制	令和6年度比で1.0%の抑制			
業務経費(当年度予算額)	—	3,444百万円	3,410百万円	3,376百万円	3,358百万円			
対前年度平均縮減率	—	—	1.0%	1.0%	1.0%			
達成度合	—	—	100%	100%	100%			
一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	(令和4年度一般管理費)	令和4年度比で3.0%の抑制	令和5年度比で3.0%の抑制	令和6年度比で3.0%の抑制			
一般管理費(当年度予算額)(百万円)	—	224百万円	217百万円	211百万円	163百万円			
対前年度平均縮減率	—	—	3.0%	3.0%	3.0%			
達成度合	—	—	100%	100%	100%			
締結した契約件数 (真にやむを得ない)	競争性のある契約の実施	198件	201件	211件	185件			

随意契約及び少額随意契約を除く)								
競争性のある契約とした件数	—	198 件	201 件	211 件	185 件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
企画競争・公募等を実施した随意契約の件数	—	41 件	35 件	37 件	40 件			
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	企画競争・公募等の掲載	41 件	35 件	37 件	40 件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
事業数	—	15 事業	12 事業	11 事業	13 事業			
公募を実施した事業数	全ての事業について公募の実施	15 事業	12 事業	11 事業	13 事業			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
公表回数		8 回	7 回	7 回	7 回			
目標業務日以内に公表した回数	四半期終了月の翌月末	8 回	7 回	7 回	7 回			
達成度合		100%	100%	100%	100%			
新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）	—	16 事業	14 事業	10 事業	9 事業			
事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	16 事業	14 事業	10 事業	9 事業			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
事業採択を行った件数		58 件	41 件	51 件	46 件			
評価基準を満たしているものを採択した件数	評価基準を満たしているものを全て採択	58 件	41 件	51 件	46 件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
利用状況調査対象件数		4 件	—	—	—			
利用状況を確認した件数	対象件数の全てを確認	4 件	—	—	—			
達成度合	—	100%	—	—	—			
事後評価で効用が費用以下となった件数		1 件	0 件	—	—			
現地調査等を通じ改	全て改善を指導	1 件	—	—	—			

善を指導した件数								
達成度合	—	100%	—	—	—			
要領、実施計画及び 交付申請の合計件数	—	1,237件	981件	744件	756件			
目標業務日以内で承認 通知及び交付決定の通知 を行った件数	10 業務日以内の 承認通知及び交 付決定の通知	1,237件	981件	744件	756件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<主要な業務実績> 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。)) については、3,358百万円となり、対前年度比の毎年度平均は1.0%の抑制となった。	<評価と根拠> 評価b 達成度合は100%であった。		
1 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。)) については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	1 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。)) については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	1 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。)) については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	○1 業務運営の効率化による経費の削減 ◇(1) 業務経費の削減 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。)) を毎年度平均で少なくとも対前年度比1%削減する。 s: 達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a: 達成度合は、120%以上であった b: 達成度合は、100%以上120%未満であった c: 達成度合は、80%以上100%未満であった d: 達成度合は、80%未満であった				
(2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人	(2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人	(2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費	◇(2) 一般管理費の削減 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料	<主要な業務実績> 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対	<評価と根拠> 評価b 達成度合は100%であった。		

<p>件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)を毎年度平均で少なくとも対前年度比3%削減する。 s:達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a:達成度合は、120%以上であった b:達成度合は、100%以上120%未満であった c:達成度合は、80%以上100%未満であった d:達成度合は、80%未満であった</p>	<p>策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、163百万円となり、対前年度比の毎年度平均は3.0%の抑制となった。 令和7年度予算額は、経費内容を精査したところ、評価対象外経費に区分すべき情報セキュリティ経費等が評価対象経費に含まれていたため、評価対象外経費に移したことに伴い、大幅な縮減となっている。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>2 役職員の給与水準</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>2 役職員の給与水準</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>2 役職員の給与水準</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>○ 2 役職員の給与水準</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 給与水準については、高齢管理職の昇給幅の圧縮、管理職のポストオフ等を継続的に実施した結果、令和6年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は102.7となり、この結果については、「主務大臣の検証結果」において、「国家公務員における俸給の特別調整手当(管理職手当)が支給される職員の割合が高いことに要因があり、これを考慮すれば妥当である」とされた。 この検証結果等を令和7年6月30日に公表</p>	<p><評価と根拠> 評価b 令和6年度の給与水準について、国家公務員の状況を考慮した上で、必要な取組を行い、国家公務員と同程度に維持することができた。また、その検証結果等を遅滞なく公表した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとするともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとするともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

○3 調達等合理化

随意契約の見直しに向けた計画的取組

◇(1)「調達等合理化計画」に基づく取組

分母を機構が締結した契約件数(競争性のない随意契約及び少額随意契約を除く。)とし、分子を競争性のある調達手続を実施した契約件数とする。

s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる

a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる

b : 達成度合は 100%であった

c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった

d : 達成度合は、80%未満であった

◇(2) 競争性、透明性の確保

分母を企画競争・公募を実施した随意契約の件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。

s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた

した。

<主要な業務実績>

「令和 7 年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約(少額随意契約を除く。)のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ないものを除いた全契約(39 件)について、企画競争又は参加確認型公募とした。これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機構が締結した契約(185 件)全てについて競争性のある契約とした。

また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況を公表した。

<主要な業務実績>

競争性・透明性を確保するため、企画競争、参加確認型公募、不落・不調により実施した随意契約(40 件)全てにおいて、掲示板及びホームページへの掲載を行った。

<評定と根拠>

評定 b
達成度合は 100% (185 件/185 件)であった。
また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況について、公表することができた。

<課題と対応>

特になし

<評定と根拠>

評定 b
達成度合は 100% (40 件/40 件)であった。

<課題と対応>

特になし

			<p>取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。 (参考：第4期中期目標期間実績：委員会を年1回開催)</p>	<p>また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。</p>	<p>また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。</p>	<p>◇(3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検等 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、外部有識者等からなる契約監視委員会に令和6年度の契約の状況を報告し点検を受けた。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、契約監視委員会による点検を受け、指摘事項等に適切に対応することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 業務の進行状況及</p>	<p>○4 業務執行の改善 ◇(1) 業務全体の進行</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p>	

		<p>び実績について、四半期毎に点検・評価する。</p>	<p>状況等の点検・評価 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>年度計画を具体化するための工程表（具体化推進シート）を年度初めに策定し、各部において四半期毎に業務の進行状況を点検・評価するとともに、半期毎に理事長が主催するヒアリングにおいて、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進行状況を点検することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。</p> <p>また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて、業務の進行状況について自己評価を行った。</p>	<p>評価 b 工程表に基づき四半期毎に点検・評価を行うことができた。また、半期毎に行うヒアリングにより、業務運営の的確な進行管理及び自己評価を実施し、業務の進行状況及び実績の点検・評価について十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
		<p>(2) 令和6年度における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。</p>	<p>◇(2) 第三者機関による業務の点検・評価 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 令和7年6月17日に「令和6年度業務実績について」等を議題とする外部専門家・有識者からなる第23回機構評価委員会を開催し、令和6年度における業務実績に関する自己評価について点検・評価を実施した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 機構評価委員会による業務の点検・評価に十分に取り組んだ。なお、業務実績の自己評価に当たって、第三者機関による点検・評価を受けることは、独立行政法人通則法等に規定のない当機構独自の自主的取組である。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
		<p>(3) 第三者機関による令和6年度における業務実績に係る点検・</p>	<p>◇(3) 第三者機関による業務の点検・評価結果の反映</p>	<p><主要な業務実績> 第三者機関による、業務運営に反映させる必</p>	<p><評価と根拠> 評価一</p>	

<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。</p> <p>5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は充分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>○ 5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し</p> <p>s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は充分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>要がある点検・評価結果の事項はなかった。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>より効率的な業務運営を進める観点から総務部総務課と企画調整部広報消費者課を総務部総務広報課に統合するとともに、特産業務部を特産運営部と名称を変更し、特産調整部管理課を特産運営部に移管し、運営管理課とした。また、より効率的な組織体制の整備を更に進めるため、令和8年度に野菜振興部需給業務課の業務を目的別に既存の課に振り分け、野菜セグメントの組織体制を2部6課体制から2部5課体制に再編することを組織的に確認した。</p> <p>令和6年度において組織的に確認した特産運営部特産製品課及び特産原料課の統合については、地方事務所との連携等の実務面での課</p>	<p><課題と対応></p> <p>—</p> <p><評価と根拠></p> <p>評価 a</p> <p>効率的な業務運営を進める観点から、少人数の課は統合するという方針のもと組織再編を行い、十分に機能的で効率的な組織体制を整備することができた。</p> <p>課長の削減分は非管理職を増員することで業務量の増加等にも機動的に対応できる体制を構築することが可能となった。また、令和8年度の組織体制の整備に向けた検討を行い、実行することを決定することができた。</p> <p>これらを踏まえ、組織体制の整備に係る取組について、既存の枠組みにとらわれず組織改革等を行い、目標を上回る成果があったと評価できることからa評価とした。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2220 674 2537 722"></td> <td data-bbox="2537 674 2855 722"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2220 722 2537 770"></td> <td data-bbox="2537 722 2855 770"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2220 770 2537 819"></td> <td data-bbox="2537 770 2855 819"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2220 819 2537 1957"> <p>評価 a</p> <p>効率的な業務運営を進める観点から、少人数の課は統合するという方針のもと組織再編を行い、十分に機能的で効率的な組織体制を整備することができた。</p> <p>課長の削減分は非管理職を増員することで業務量の増加等にも機動的に対応できる体制を構築することが可能となった。また、令和8年度の組織体制の整備に向けた検討を行い、実行することを決定することができた。</p> <p>これらを踏まえ、組織体制の整備に係る取組について、既存の枠組みにとらわれず組織改革等を行い、目標を上回る成果があったと評価できることからa評価とした。</p> </td> <td data-bbox="2537 819 2855 1957"></td> </tr> </table>							<p>評価 a</p> <p>効率的な業務運営を進める観点から、少人数の課は統合するという方針のもと組織再編を行い、十分に機能的で効率的な組織体制を整備することができた。</p> <p>課長の削減分は非管理職を増員することで業務量の増加等にも機動的に対応できる体制を構築することが可能となった。また、令和8年度の組織体制の整備に向けた検討を行い、実行することを決定することができた。</p> <p>これらを踏まえ、組織体制の整備に係る取組について、既存の枠組みにとらわれず組織改革等を行い、目標を上回る成果があったと評価できることからa評価とした。</p>	
<p>評価 a</p> <p>効率的な業務運営を進める観点から、少人数の課は統合するという方針のもと組織再編を行い、十分に機能的で効率的な組織体制を整備することができた。</p> <p>課長の削減分は非管理職を増員することで業務量の増加等にも機動的に対応できる体制を構築することが可能となった。また、令和8年度の組織体制の整備に向けた検討を行い、実行することを決定することができた。</p> <p>これらを踏まえ、組織体制の整備に係る取組について、既存の枠組みにとらわれず組織改革等を行い、目標を上回る成果があったと評価できることからa評価とした。</p>														

<p>6 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>6 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>6 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>○6 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 透明性の確保 ◇ア 公募の実施 分母を事業数（事業の性格・内容に照らし、公募による事業実施主体の選定になじまないものを除く。）とし、分子をこのうち公募を実施した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>題について再検証を行い、連携強化について新たな取組も実施する等の対応を行った上で、当初の方針どおり令和8年度に統合することとした。</p> <p><主要な業務実績> i) 畜産業振興事業において、公募を計画通り実施した上で、令和7年3月に応募がなかった堆肥舎長寿命化推進事業の事業実施主体の選定に当たっては、農林水産省からの依頼により追加公募を実施した。また、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算に係る以下の9事業の事業実施主体の選定に当たっては、公募を実施した。 ① 酪農経営支援総合対策事業 ② 肉用牛経営安定対策補完事業 ③ 養豚経営安定対策補完事業 ④ 堆肥舎等長寿命化推進事業 ⑤ 畜産特別支援資金融通事業 ⑥ 食肉流通改善合理化支援事業 ⑦ 畜産副産物適正処分等推進事業</p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 達成度合は100%（13事業/13事業）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> </table>						

	<p>ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p>	<p>ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p>	<p>◇イ 事業の採択の概要等の公表 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までにホームページに公表した回数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成</p>	<p>⑧ 畜産経営安定化飼料支援事業 ⑨ 国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業</p> <p>ii) 野菜農業振興事業において、令和7年度当初予算及び令和7年度補正予算に係る以下の3事業の事業実施主体の選定に当たっては、公募を実施した。</p> <p>① 契約野菜収入確保モデル事業 ② 国産野菜周年安定供給強化事業 ③ 国産野菜周年安定供給強化事業（補正予算分）</p> <p>(内訳) ・畜産分野：年2回、延べ10事業 ・野菜分野：年4回、3事業</p> <p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を図るため、令和7年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。</p> <p>(内訳) ・畜産分野：年4回 ・野菜分野：年3回</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (7回/7回) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2211 136 2537 1333"></td> <td data-bbox="2537 136 2878 1333"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 1333 2537 1944"></td> <td data-bbox="2537 1333 2878 1944"></td> </tr> </table>				

			<p>のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p>	<p>イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p>	<p>イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p>	<p>◇ウ 事業説明会等の開催 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、 i) 畜産業振興事業において、新規・拡充事業（7事業）に係る事業実施主体に対する事業説明会（肉畜 6回、酪農 9回、計 15回）を実施した。なお、継続事業についても、事業実施主体に対する事業説明会（肉畜 15回、酪農 17回、計 32回）及び現地確認調査（肉畜 41回、酪農 9回、計 50回）を実施した。 ii) 野菜農業振興事業において、新規・拡充事業（2事業）に係る事業実施主体に対する事業説明会（8回）を実施した。なお、継続事業についても、事業実施主体に対する事業説明会（3回）及び現地確認調査（4回）を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100%（9事業/9事業）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(2) 効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事</p>	<p>(2) 効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事</p>	<p>(2) 効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な</p>	<p>(2) 効率的な事業の実施 ◇ア 事業の進行管理</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p>	

<p>業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。</p>	<p>業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の補助事業等管理台帳により執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。</p>	<p>評価 b 補助事業等管理台帳により事業の進行管理を的確に実施することができたことから、取組は十分であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：要領等の受理から10業務日以内の承認等：99%)</p>	<p>ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を適切に設定し、同基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>ア 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を適切に設定し、同基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>◇イ 費用対効果分析等の実施 分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 評価手法が開発されている施設整備事業について、コスト分析の評価基準を満たしている46件を採択した。なお、費用対効果分析による採択実績はなかった。採択状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酪農経営支援総合対策事業 40 件 ・肉用牛経営安定対策補完事業 6 件 	<p><評価と根拠> 評価 b 達成度合は100% (46件/46件) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>イ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目までは利用状況の調</p>	<p>イ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目まで</p>	<p>◇ウ 現地調査の実施 分母を対象件数とし、分子を確認した件数とする。</p>	<p><主要な業務実績> 採択した事業について、施設等の設置工事が計画に沿って進行して</p>	<p><評価と根拠> 評価一</p> <p><課題と対応></p>	

	<p>査を行う。</p>	<p>のものの利用状況の調査を行う。</p>	<p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p>いることをヒアリング又は報告徴求により確認した結果、工事の進捗が遅れるなどにより、現地調査を必要とする施設はなかった。</p>	<p>—</p>	
	<p>また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。</p>	<p>また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。</p>	<p>◇エ 事後評価 分母を効用が費用以下となった件数とし、分子を現地調査等を通じ改善を指導した件数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 令和7年度に事後評価を行う予定であった施設1件について、事業実施主体から高病原性鳥インフルエンザの発生及び能登半島地震の影響により事後評価を適切に実施することが困難であるとの申請があったことから、事後評価の実施時期を令和9年度に変更することとした。</p>	<p><評定と根拠> 評定— <課題と対応> —</p>	
	<p>ウ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の</p>	<p>ウ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主</p>	<p>◇オ 事務処理手続きの迅速化 分母を受理した要領、</p>	<p><主要な業務実績> 補助事業等管理台帳の活用等により、事業実</p>	<p><評定と根拠> 評定b 達成割合は100% (756</p>	

	<p>交付決定については、申請を受理した日から10 業務日以内に承認等を行う。</p>	<p>体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を10 業務日以内とする。</p>	<p>実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子をこのうち10 業務日以内で行った要領、実施計画の承認通知及び交付決定の通知の合計件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間は、総受理件数756 件全てが10 業務日以内であった。</p> <p>(内訳) ・畜産分野 653 件/653 件 ・野菜分野 103 件/103 件</p>	<p>件/756 件) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>エ 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。</p>	<p>エ 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。 (ア) 決算上の不用理由の分析を行う。</p>	<p>◇カ 決算上の不用理由の分析 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 令和6 年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、令和7 年7 月3 日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 不用額の大きい事業について、その理由の分析等を行うことができたことから、取組は十分であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

	<p>また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>(イ) 造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。</p>	<p>◇キ 基金の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 基金基準等に準じて定めた基準に基づき、以下の4基金について、基金規模等の見直しを行った。 ① 融資準備財産 ② 畜産経営維持緊急支援資金通事業基金 ③ 貸付機械取得資金 ④ 畜産高度化支援リース基金</p>	<p><評定と根拠> 評定b 基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の見直しを行うことができたことから、取組は十分であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(3) 補助事業の審査・評価 機構自らが主体的に補助事業の執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>(3) 補助事業の審査・評価 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>(3) 補助事業の審査・評価 令和6年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>(3) 補助事業の審査・評価 ◇ア 事業の達成状況等の自己評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 補助事業の的確な進捗管理とともに、「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、令和6年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 令和6年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし</p>	
			<p>◇イ 第三者機関による事業の審査・評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成</p>	<p><主要な業務実績> 令和7年7月3日に外部専門家・有識者からなる第31回補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 補助事業の適正性等を確認するため、補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の審査・評価に十分取り組ん</p>	

			<p>果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>		<p>だ。 ＜課題と対応＞ 特になし</p>	
			<p>◇ウ 必要に応じた業務の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 補助事業に関する第三者委員会の開催後、業務の見直しが必要な指摘事項について整理し、対応方針を決定した。これに基づき、関係各部において業務の見直しに向けた取組を行った。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定 b 四半期毎に進捗状況を確認しながら、業務の見直しに向けて十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし</p>	
7 デジタル化の推進による業務の効率化	7 デジタル化の推進による業務の効率化	7 デジタル化の推進による業務の効率化	○ 7 デジタル化の推進による業務の効率化			
<p>(1) デジタル化の推進業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。 なお、eMAFFの活用には当たっては、業務における効率化の程度な</p>	<p>(1) デジタル化の推進業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。 なお、eMAFFの活用には当たっては、業務における効率化の程度な</p>	<p>(1) デジタル化の推進業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。</p>	<p>◇ (1) デジタル化の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 機構におけるDXの水準の底上げを図り、DXの推進を加速させるため、前年度に引き続き機構内の若手職員で構成する横断的なプロジェクトチーム（DX検討チーム）の活動を継続し、機構の内部管理事務の効率化、簡素化、ペーパーレス化等による生産性向上の取組として、Microsoft365のRPA</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定 b DX検討チームの活動を継続し、機構の内部管理事務の効率化等による生産性向上の取組として、Microsoft365のRPA化ツール等を積極的に活用していくこととし、職員から要望のあった作業について、RPA化等を行うことができた。 こうしたデジタル化</p>	

<p>どを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。</p>	<p>どを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。</p>			<p>化ツール等を積極的に活用していくことを機構内に提案。RPA化ツール等で効率化等が可能な作業の聞取りを行い、18件(部分的に実装した2件を含む)の作業について、RPA化等を行った。</p>	<p>推進の取組により機構業務の効率化等を実現できたことから、取組は十分であった。</p>	
<p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。</p>	<p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。</p>	<p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等を踏まえた体制整備を行う。</p>	<p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理 ◇ア PMOの設置等による体制整備 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> PMOが、各情報システムの担当部署であるPJMOに実施している、課題等のヒアリングを例年より1か月前倒して実施し、各情報システムが抱える技術的な課題等に対する支援及び助言を早期に開始し、合計52件の支援及び助言を実施した。 また、今年度からヒアリングの結果に基づき、PMOによる支援が特に必要と認められる情報システム4件を選定して伴走支援を行うこととし、PJMOがベンダー等と実施する打合せへの同席(33回)、更改等に向けた計画の策定など、技術的な支援を行った。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価b PMOが、PJMOに実施する課題等のヒアリングを例年より1か月前倒して実施したことにより、各情報システムが抱える技術的な課題等に対する支援及び助言を早期に開始することができた。 また、今年度からヒアリングの結果に基づき、PMOによる支援が特に必要と認められる情報システムを選定して伴走支援を行うことができた。 これらの取組により、機構における情報システムの適切な整備及び管理を推進することができたことから、取組は十分であった。</p>	
<p>また、情報セキュリティ</p>	<p>また、情報セキュリティ</p>	<p>また、情報セキュリティ</p>	<p>◇イ デジタル人材の</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評価と根拠></p>	

<p>ィ対策やD X推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。</p>	<p>ィ対策やD X推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。</p>	<p>ィ対策やD X推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。</p>	<p>育成・確保等による体制強化 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>若手職員等が I Tに係る基礎知識を習得する I Tリテラシー向上研修 (17 名受講)、P M O 人材として必要な知識を習得するデジタル庁の情報システム統一研修 (延べ 11 名受講)、P J M O 人材として情報システムの運用等に必要の各種知識を習得する情報システム知識習得研修 (延べ 47 名受講) を実施した (詳細は第 8 の 2 の (3) のウに記載)。 また、P M O 等が講師となって P J M O を対象とした勉強会を前年度から継続して実施した (7 月、10 月)。</p>	<p>評価 b 機構全体の I Tリテラシーを維持・向上するための、デジタル人材育成研修を計画的に実施した。 また、P M O 等が講師となって、P J M O を対象とした勉強会を前年度から継続して実施するなど、組織全体でのデジタル人材育成を推進することができたことから、取組は十分であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>第 5 財務内容の改善に関する事項 3 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制</p>	<p>8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制</p>	<p>8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制</p>	<p>○ 8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制</p>	<p><主要な業務実績> 砂糖勘定の短期借入については、令和 7 年 3 月に一般競争入札を実施し、変動利率 (日本円 T I B O R) プラス固定利率・スプレッド 0.156% (3 者加重平均) で借入契約を締結した。 借入に当たっては、日本円 T I B O R 部分の支払利息を低く抑えるため、年末年始を除き借入期間を全て 1 週間以内としたことにより、実</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 競争性を持たせた借入金融機関の決定及び適切な借入期間の設定により、借入コストの抑制に努めることができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成 22 年 9 月農林水産省公表) 及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和 4 年 12 月農林水産省公表) に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実</p>	<p>砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成 22 年 9 月農林水産省公表) 及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和 4 年 12 月農林水産省公表) に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実</p>	<p>砂糖勘定の累積欠損が多額に及ぶ状況下において、「糖価調整制度の持続的な運営を図るための取組について」(令和 6 年 9 月農林水産省公表) に沿った収支改善の取組や「糖価調整制度安定運営緊急対策交付金 (令和 6 年度補正予算)」が措置されたことに併せて、糖価調整制度の安定運営のため、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入</p>	<p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>若手職員等が I Tに係る基礎知識を習得する I Tリテラシー向上研修 (17 名受講)、P M O 人材として必要な知識を習得するデジタル庁の情報システム統一研修 (延べ 11 名受講)、P J M O 人材として情報システムの運用等に必要の各種知識を習得する情報システム知識習得研修 (延べ 47 名受講) を実施した (詳細は第 8 の 2 の (3) のウに記載)。 また、P M O 等が講師となって P J M O を対象とした勉強会を前年度から継続して実施した (7 月、10 月)。</p>	<p>評価 b 機構全体の I Tリテラシーを維持・向上するための、デジタル人材育成研修を計画的に実施した。 また、P M O 等が講師となって、P J M O を対象とした勉強会を前年度から継続して実施するなど、組織全体でのデジタル人材育成を推進することができたことから、取組は十分であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>	<p>施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>	<p>期間の設定等による借入コストの抑制に努める</p>		<p>際に借入れた利率は、短期プライムレート（令和8年3月末時点2.125%）を大幅に下回る0.659%となった。 なお、令和8年度の借入に向けて、令和8年3月13日に一般競争入札を行い、スプレッド部分について0.163%（2者加重平均）とする契約を締結した。</p>		
---	---	------------------------------	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（契約に係る事務手続等） 契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。 契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。 また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。</p> <p>（第三者への再委託） 委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、書面により機構の承認を得ることを契約事務細則で定めており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。令和7年度においては15件（少額随意契約を除く。）について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。</p> <p>（一者応札の解消に向けた取組） ①入札時期の前倒し、②公告期間の延長、③PMO支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、④調達情報の「メルマガ」配信、⑤ホームページでの今後の入札予定の掲載等、競争参加者の増加に向けた取組を実施したことにより、一者応札は46件（前年度44件）となった。</p> <p>（法人の長に対する報告） 令和7年6月10日に開催された第17回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。</p> <p>（会計検査院からの指摘への対応） 令和7年度は指摘なし</p> <p>（でん粉勘定の短期借入れに係るコストの抑制） 砂糖勘定の取組と同様に、でん粉勘定の短期借入については、令和7年3月にスプレッド部分を0.450%（2者加重平均）とする借入契約を締結し、実際に借入れた利率は、短期プライムレート（令和8年3月末時点2.125%）を大幅に下回る1.012%となった。なお、令和8年度の借入に向けて、令和8年3月13日に一般競争入札を行い、スプレッド部分について、0.280%（1者加重平均）とする契約を締結した。</p>

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務運営の適正化及び資金の管理及び運用		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	◎第3 予算、収支計画及び資金計画			
1 財務運営の適正化 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。	4 財務運営の適正化	4 財務運営の適正化	○1 財務運営の適正化			
独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	◇（1）収益化単位毎の予算管理 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について」（平成28年3月31日付け27農畜機第5928号）等に基づき、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行った。	<評定と根拠> 評定b 引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	

<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p>	<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p>	<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p>	<p>◇ (2) セグメント情報の開示 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 令和6年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 令和6年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>2 資金の管理及び運用</p>	<p>5 資金の管理及び運用</p>	<p>5 資金の管理及び運用</p>	<p>○ 2 資金の管理及び運用</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p>	
<p>資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」及び同基準に基づき設置されている資金管理委員会で決定される資金管理運用方針に基づき、安全性に留意しつつ効率的な運用を行う。</p>	<p>「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、余裕金の発生状況を把握し、大口定期預金による短期（1年未満）の運用を毎月実施した。 また、長期（1年以上）の運用が可能な資金は信用力の高い有価証券（債券）で保有しているが、安全性や債券の市場動向等を注視しつつ、以下の運用を実施した。</p> <p>1 債券の運用利回りを高めるため、比較的利回りが低い債券について、売却銘柄全体で、切り替えた場合の令和7年度の受取利息の増加額が売却損を上回り、実質的に受取利息が増加することを方針として、利回りの高</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。 また、長期運用が可能な資金については、債券の市場動向等を注視しつつ、特に有価証券による効率的な運用により、自己収入の増加を図るための取組を実施し、前年度を上回る運用収入を得ることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

					<p>い債券への切り替えを実施した。この結果、畜産勘定の資本金で保有する債券について、合計 37 億円の切り替えを引き合いにより実施した（平均利回り 0.699 % → 2.940%）。</p> <p>2 償還を迎えた債券について、引き合いにより債券を購入した。 野菜勘定 計 26 億円 （平均利回り 1.524%）</p> <p>以上により、令和 7 年度は 1,637 百万円の運用益を獲得した。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金 859 億円及び畜産業振興資金 2,077 億円（関連法人等に対する出資金見合等 75 億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金 481 億円を令和 7 年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第 8 条及び業務方法書第 252 条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。これらについては、令和 7 年 5 月～9 月の間に出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。なお、平成 15 年 10 月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体

(単位：百万円、%)

	令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	6,323	5,591	4,901		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	288	410		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	409	518	679		

当期の運営費交付金交付額(a)	3,142	3,073	2,890		
うち年度末残高(b)	409	518	679		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	13.0	16.9	23.5		

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	870	870	870		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	15	17		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	147	222	196		
当期の運営費交付金交付額(a)	860	796	746		
うち年度末残高(b)	147	222	196		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	17.1	27.9	26.3		

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	4,955	4,357	3,672		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	-	-		
うち経営努力認定相当額					

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	17	10	5		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	62	125		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	77	127	343		
当期の運営費交付金交付額(a)	771	792	986		
うち年度末残高(b)	77	127	343		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	10.0	16.1	34.8		

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	-	-		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	96	92	85		
当期の運営費交付金交付額(a)	1,048	1,047	857		
うち年度末残高(b)	96	92	85		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	9.2	8.8	9.9		

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	480	354	354		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	210	264		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	79	65	48		
当期の運営費交付金交付額(a)	397	377	243		
うち年度末残高(b)	79	65	48		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	19.9	17.1	19.8		

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	-	-	-		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	1	5		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	9	12	7		
当期の運営費交付金交付額(a)	65	61	58		
うち年度末残高(b)	9	12	7		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	13.8	18.9	12.1		

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	短期借入金の限度額		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 運営費交付金に係る短期借入金 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。</p> <p>2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 運営費交付金に係る短期借入金 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。</p> <p>2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場</p>	<p>◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金額の十分な精査</p> <p>○1 運営費交付金に係る短期借入金 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>○2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、</p>	<p><主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、借入れの必要はなかった。</p> <p><主要な業務実績> 期中における短期借入金残高(最高額 653 億円)は借入限度額の範囲内で</p>	<p><評定と根拠> 評定一 <課題と対応> —</p> <p><評定と根拠> 評定b 砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に</p>	

	<p>合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。</p>	<p>合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。</p>	<p>かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>あった。 具体的には、期首の借入金残高 596 億円及び交付金支払不足額 393 億円のうち、365 億円を調整金収入等により償還し、残りの 625 億円について借換えを行った。 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額について借り入れたものである。</p> <p>【期末借入残高の推移】 < 2 年度 > 287 億円 < 3 年度 > 418 億円 < 4 年度 > 537 億円 < 5 年度 > 639 億円 < 6 年度 > 596 億円 < 7 年度 > 625 億円</p>	<p>運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足に対応するためのものであり、借入れに至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定する等により、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図ることができた。</p> <p>< 課題と対応 > 特になし</p>	<p>< 評価と根拠 > 評価 b でん粉勘定の短期借入金は、機構が制度を的確</p>
	<p>3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金</p>	<p>3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金</p>	<p>○ 3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金</p>	<p>< 主要な業務実績 > 令和 7 年 5 月から 6 月、同年 12 月及び令和 8 年 2 月から 3 月にかけて</p>	<p>< 評価と根拠 > 評価 b でん粉勘定の短期借入金は、機構が制度を的確</p>	
	<p>でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金 及び国内産いもでん粉交 付金の支払資金の一時不</p>	<p>でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金 及び国内産いもでん粉交 付金の支払資金の一時不</p>	<p>s : 取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕 著な成果があった a : 取組は十分であり、</p>			

	足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 120 億円とする。	足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。	かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	て、交付金の支払資金が一時不足したため借入金が発生し、期中における短期借入金残高の最高額は限度額の範囲内である 3 億円であったが、3 月末にはすべて償還した。	に運営した結果、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金等の不足に対応するためのものであり、借入れに至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定する等により、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図ることができた。 <課題と対応> 特になし	
--	-------------------------------------	---------------------------------	--	--	---	--

4. その他参考情報
(砂糖勘定の繰越欠損金) 繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。 令和 7 年度においては、調整金等収入 387 億円に対し、交付金等支出 397 億円で 10 億円の調整金の収支差が生じたことから、令和 7 年度末における砂糖勘定の繰越欠損金は 641 億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
5-1~5-3	5-1 緊急的な経済対策として補正予算で措置等された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付 5-2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付 5-3 所有する職員宿舎の廃止に向けた取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算、平成26年度補正予算及び令和2年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等が不要財産	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算、平成26年度補正予算及び令和2年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等が不要財産	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ○1 緊急的な経済対策として補正予算で措置等された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算及び令和2年度補正予算で措置された畜産業振興事業に係る返還金等877百万円を令和7年10月30日に、909百万円を10月31日に国庫納付した。 令和4年度に措置された畜産業振興事業の未執行額等については、農林水産大臣の認可を受けて	<評定と根拠> 評定b 国からの納入告知に基づき、計画どおり国庫納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	

	<p>となる又は不要財産と見込まれる場合には、その翌年度までに金銭により国庫に納付する。</p> <p>平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。</p> <p>また、所有する職員宿舎を 7 戸廃止し、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。</p>	<p>産となる又は不要財産と見込まれる場合には、その翌年度までに金銭により国庫に納付する。</p> <p>平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。</p> <p>また、所有する職員宿舎を現中期目標期間中において 7 戸廃止し、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。</p>	<p>○ 2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>○ 3 所有する職員宿舎の廃止に向けた取組</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>国庫納付した。</p> <p><主要な業務実績> 平成 23 年度に牛肉・稲わらせしウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る返還金等 839 千円を令和 7 年 4 月 25 日、7 月 17 日及び 10 月 17 日に国庫納付した。</p> <p><主要な業務実績> 関東財務局の現地確認により指摘のあった「引継ぎまでに整備する事項」について、工作物の撤去など計画的に取組んだ。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 国からの納入告知に基づき、計画どおり国庫納付を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価 b 関東財務局の現地確認により指摘のあった「引継ぎまでに整備する事項」について、計画的に実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	—	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	—	<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	

4. その他参考情報	
特になし	

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 業務運営に必要なものに充てるべき剰余金はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —		

4. その他参考情報
特になし

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
8-1～8-8	8-1 ガバナンスの強化 (1) 内部統制の充実・強化 (2) コンプライアンスの推進 8-2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 8-3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進	8-4 消費者等への広報 (1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討 (2) ホームページ等での情報提供の推進 (3) 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 8-5 情報セキュリティ対策の向上 (1) 情報セキュリティ対策の向上 (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 8-6 施設及び設備に関する計画 8-7 積立金の処分に関する事項 8-8 長期借入れを行う場合の留意事項

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
情報提供した事項に対する照会件数	—	1件	1件	3件	—				
目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	1件	1件	3件	—				
達成度合	—	100%	100%	100%	—				
機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数	—	2回	2回	2回	2回				
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回				
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				
生産者等への資金に係る情報公表回数	—	2回	2回	2回	2回				
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回				
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				
輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数	—	4回	4回	4回	4回				
目標業務日以内に対応した回数	四半期終了月の翌月末までの公	4回	4回	4回	4回				

	表							
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
機構からの補助金により造成された基金数	—	5 基金	5 基金	4 基金	4 基金			
保有状況等を公表した基金数	全ての基金について公表	5 基金	5 基金	4 基金	4 基金			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
事業返還金を含む経理の流れに係る情報公表回数	—	1 回	1 回	1 回	1 回			
目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	1 回	1 回	1 回	1 回			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 内部統制の充実・強化</p> <p>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 ガバナンスの強化</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 ガバナンスの強化</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。</p> <p>ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。</p>	<p>◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>○1 ガバナンスの強化</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>◇ア 内部統制の推進</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和7年5月26日に内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係る令和5年度の点検結果のフォローアップ及び令和6年度のモニタリング結果の点検を行った。</p> <p>また、行動憲章の浸透を更に促進するため、行動憲章周知週間（令和7</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>内部統制委員会を開催し、各種取組に関する点検等を通じ、PDCAサイクルによる確実な検証及び今後に向けた対応の検討を行うことができた。また、行動憲章の更なる浸透に向け、指針を踏まえた行動の振り返りを通じて、役職</p>		

<p>等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p>	<p>イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。</p> <p>ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的を開催する。</p>	<p>する</p> <p>◇イ 役員会の開催 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇ウ 役職員間の情報共有 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>年12月1日～12日)を設け、ポスター掲示及び認識等に関するアンケートを実施した。アンケートでは、行動憲章の5つの指針のうち1つについて自らの行動目標等を記載させ、その実践に資するため幹部会で共有した。</p> <p><主要な業務実績> 年度計画の変更、財務諸表の承認申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を9回開催し、審議を行った。</p> <p><主要な業務実績> 組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握・共有し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知した。</p>	<p>員の具体的な行動目標を考えさせるとともに、それらを役職員間で共有することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 役員会を適切に開催することにより、理事長の意思決定の補佐に十分取り組むことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 幹部会を定期的を開催し、その内容をイントラネットへ掲載するなどして、役職員間の意思疎通及び情報共有に十分取り組むことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	---------------------------------	--	--	--	---	--

エ 令和7年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。

◇エ 内部監査の実施
s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった
b：取組は充分であった
c：取組はやや不十分であり、改善を要する
d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>
令和7年度内部監査年度計画（令和7年3月17日付け6農畜機第8180号）に基づき、野菜業務部、地方事務所、畜産振興部及び企画調整部の所掌業務並びに法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策に係る業務システム等の運用について内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。

<評定と根拠>
評定b
内部監査年度計画における被監査部署4部署及び3テーマ（計7件）について、計画どおり内部監査を実施することができた。

<課題と対応>
特になし

オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。

◇オ リスク管理対策の推進
s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった
b：取組は充分であった
c：取組はやや不十分であり、改善を要する
d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>
令和7年5月26日にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議した。
また、機構全体のリスク管理の取組の実効性を高めることを目的として、機構のリスク管理の取り組み方に関する事例を交えた動画を作成し、令和7年12月3日～12月22日に全役職員を対象として、動画視聴等による研修を実施した。

<評定と根拠>
評定b
計画どおりリスク管理委員会を開催すること等により、リスクの適切かつ効率的な管理に十分取り組むことができた。

<課題と対応>
特になし

カ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。

◇カ 個人情報保護対策の推進
s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
a：取組は充分であり、

<主要な業務実績>
令和7年7月22日～9月30日に開催された個人情報保護制度等の運用に関するオンライン研修会（総務省）を職

<評定と根拠>
評定b
個人情報保護に関する研修、認識度調査及びその結果に対する周知、個人情報保護管理担当

			<p>かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>員7名に受講させた。また、本部の新規採用職員及び臨時職員、並びに地方事務所（鹿児島及び那覇）の派遣職員を対象として、個人情報の取扱いについて指導を行った。</p> <p>令和7年7月7日～7月23日の間に実施されたコンプライアンスに関する認識度調査において、個人情報の保護について確認を行い、個人情報の漏えい防止のための対応が適切に行われていることを確認し、その結果を幹部会にて周知した。</p> <p>また、令和7年12月15日～令和8年2月6日の間に個人情報の適正な取扱いのための研修を個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者に受講させた。</p> <p>なお、令和8年2月6日に開催された個人情報保護法等に基づく監視・監督等に関するオンライン説明会（個人情報保護委員会）に職員22名を出席させた。</p> <p>さらに、令和8年2月13日～3月4日に、個人情報保護管理担当者及び特定個人情報等取扱者（各課長）を対象に、個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検を実施した。</p>	<p>者の自己点検等を通じて、個人情報保護対策を推進することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
--	--	--	---	--	--	--

	<p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された令和7年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>◇ (2) コンプライアンスの推進</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和7年度コンプライアンス推進計画（令和7年3月24日付け6農畜機第8390号）に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口（内部相談窓口・外部相談窓口）の適切な運営を行うとともに、内部相談窓口の利用拡大に向けた取組として今年度も月2回「なんでも相談デー」を実施した。</p> <p>また、同計画に基づき、コンプライアンスの推進に向けた取組（認識度調査、自己点検、「コンプライアンス推進週間」（5月、11月）における啓発、外部講師による研修、他法人等における事例等の情報提供等）を計画どおり実施した。</p> <p>さらに、令和8年3月3日にコンプライアンス委員会を開催し、同計画に基づく取組実績を報告するとともに、令和8年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>令和7年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンスの推進に向けた取組を計画どおり実施し、コンプライアンスを推進することができた。</p> <p>また、コンプライアンス委員会において、同計画に基づく取組実績を報告するとともに、令和8年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
<p>2 職員の人事に関する計画</p> <p>機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力</p>	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 職員の人事に関する方針</p> <p>機構の使命や業務の</p>	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 職員の人事に関する方針</p> <p>機構の使命や業務の</p>	<p>○ 2 職員の人事に関する計画</p> <p>◇ (1) 職員の人事に関する方針</p> <p>s : 取組は十分であり、</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>人事管理・人材育成に関する指針等を踏ま</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 a</p> <p>職員が意欲を持って</p>	

<p>を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正配置を行う。</p> <p>また、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、人材育成のための研修、関係機関との人事交流、在外経験に関する取組や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく取組等を行う。</p>	<p>目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置を行う。</p> <p>また、人事評価及び研修等の取組を通じ、職員のモチベーション及びモラルの向上を図る。</p>	<p>目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置を行う。</p> <p>また、人事評価及び研修等の取組を通じ、職員のモチベーション及びモラルの向上を図る。</p>	<p>かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>えて職員の適正配置を行ったほか、人事管理の根幹を成す3つの規程を次のとおり見直した。①畜産振興事業団、蚕糸砂糖類価格安定事業団及び野菜供給安定基金といった前身となる組織に採用された職員が減少する中で各セグメントのスペシャリストの育成を図るため、法人と職員が明確な将来像をもって意欲的に業務に取り組めるよう、人事管理・人材育成に関する指針（キャリアパス）を制定後初めて本格的に見直し、課長代理昇格前に職員と組織の認識の共有を図るため、総務担当理事が面談を実施することや、専門的な知識を持つ職員の育成を新たに位置づけた。②より適正な人事評価に資するよう、これまで被評価者の目標項目ごとの自己評価を踏まえて、評価者が評価を行っていたところ、評価者が目標項目ごとに被評価者を評価するよう変更した。③組織再編に伴う課の削減を踏まえ、より能力評価に基づく昇任が行えるよう課長への昇任基準を見直した。</p> <p>また、令和7年度において9名の新規採用及</p>	<p>業務遂行能力を発揮できるように、人事管理に関連する規程を組織再編と併せて一体的に見直し、更なる職員の適正配置を行う条件整備を行い、組織強化を図ることができた。</p> <p>また、採用については、各種採用活動の取組の強化により、新規採用応募者が前年の3倍となるなどの成果を得ることができたことから、a評価とした。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>
---	---	---	--	--	---	-------------------------------

び1名の経験者採用を行うとともに、令和8年4月の採用選考を行った（新規採用5名、経験者採用3名）。なお、令和8年4月の新規採用の応募者については、前年32名だったのに対して約3倍の93名と大幅に増加した。前年は実施しなかった令和8年4月の経験者採用においても、34名の応募があった。

加えて、新しい取組として、機構の知名度向上を目的とした採用パンフレットを作成し、送付希望のあった大学のキャリアセンター等に送付した(16校、約260部)。

この結果、令和9年度新規採用に向けた業界研究会等の参加については、昨年度から実施している3大学に加えて、新たに関東以外の地域の大学を含む3大学のキャリアセンターの支援を受けて、計10回(前年は4回)の業界研究会等に参加し、機構の業務内容を説明した。

さらに、オープンカンパニーについては、当初4回開催予定だったところ、反響が大きかったため計6回(前年は3回)に増やして開催し、47名(前年は25名)の学生が参加して、先輩職員との座談会や職場見

	<p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、 250 人を上回らないもの とする。 [参考] 中期目標期間中の人件 費総額見込み 11,007 百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、 250 人を上回らないもの とする。</p>	<p>◇(2) 人員に関する指 標 s : 取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕 著な成果があった a : 取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成 果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分で あり、改善を要する d : 取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する (各年度の年度計画に おいて規定されてい る具体的な常勤職員 数の目標に基づき、達 成度合を評価する)</p>	<p>学を行った。(平均満足度 4.83 (5点満点)) 3月に2回開催した 会社説明会については、 インフルエンザの流行 で当日のキャンセルが 多かったものの、117名 (前年は103名)と前年 を上回る学生が参加し た。</p> <p><主要な業務実績> 期末の常勤職員数は 230 人となった。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 常勤職員数が計画ど おり 250 人を上回って いないことを確認した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>(3) 業務運営能力等の 向上 機構の使命や業務の 目的を自覚し、その職階 に応じた業務遂行能力 を十全に発揮できるよ う、以下のとおり研修等 を行う。 ア 各職階で必要とさ れる知識等の習得を</p>	<p>(3) 業務運営能力等の 向上 機構の使命や業務の 目的を自覚し、その職階 に応じた業務遂行能力 を十全に発揮できるよ う、以下のとおり研修等 を行う。 ア 各職階で必要とさ れる知識等の習得を</p>	<p>(3) 業務運営能力等の 向上</p> <p>◇ア 階層別研修の実 施</p>	<p><主要な業務実績> 令和7年度新規採用</p>	<p><評定と根拠> 評定 b</p>	

	<p>目的とした階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p>	<p>目的とした以下の階層別研修を実施する。 (ア) 初任者研修として、初任者基礎研修、初任者現地研修等 (イ) 一般職員研修として、行政実務研修、メンタルヘルス研修等 (ウ) 管理職研修として、新任管理職研修、評価者研修等</p>	<p>s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>者等に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。 ア 新聞購読研修（11月～3月、令和8年度新規採用予定者5名） イ 労働衛生研修（4月、10月、令和7年度新規採用者等10名） ウ 業務概要習得研修（4月、10月、令和7年度新規採用者等10名） エ 初任者基礎研修（4月、令和7年度新規採用者9名） オ 初任者現地研修（10月、令和7年度新規採用者等10名） 一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に以下の研修を実施した。 また、昨年度に引き続き農村派遣研修等を実施し、関係団体や役職員の協力を得て受入農家を選定し、10名の職員に研修を受講させることができた。 ア 係員研修（22名） イ 農村派遣研修等（10名） ウ 係長研修（28名） エ 行政実務研修（4名） オ 課長補佐研修（14</p>	<p>階層別に求められる職員の業務遂行能力を養成するための、階層別研修を計画どおり実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	---------------------------------------	---	---	--	---	--

	<p>イ 各部門で必要とされる専門的な知識等の習得を目的とした部門別研修（会計事務職員研修、衛生管理者養成研修、海外派遣研修等）の専門別研修を実施する。</p>	<p>イ 各部門で必要とされる専門的な知識等の習得を目的とした以下の部門別研修を実施する。 （ア）総務・人事関連研修として、個人情報保護研修、衛生管理</p>	<p>◇イ 専門別研修の実施 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p>	<p>名) カ 課長代理研修（25名） キ シニア層向け研修（2名） ク 総務省統計研修（12名） ケ TOEIC IPテスト（19名） コ 役職員を講師とした機構業務の位置付け等に係る研修を4回（延べ348名）実施した。 サ メンタルヘルス研修（非管理職（課長代理除く））（138名）</p> <p>管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修を実施した。 ア 新任管理職研修（4名） イ 中堅管理職研修（22名） ウ 評価者研修（4名） エ メンタルヘルス研修（93名）</p> <p><主要な業務実績> 職員の専門能力を養成するため、以下の研修を実施した。 ・総務・人事関連研修 ア 個人情報保護研修（3名） イ 公文書管理研修</p>	<p><評定と根拠> 評定b 職員の専門的能力を養成するための専門別研修を計画どおり実施することができた。</p> <p><課題と対応></p>	
--	--	---	---	---	--	--

		<p>者養成研修等 (イ) 監査関連研修として、内部監査研修 (ウ) 会計関連研修として、会計事務職員研修 (エ) 広報関連研修として、広報研修 (オ) 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修 (JETRO 派遣含む。) (カ) 畜産関連研修として、中央畜産技術研修、食肉関連研修</p>	<p>b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>(10月、1名) ウ 衛生管理者養成研修 (3名) ・内部監査研修 (1名) ・会計関連研修 ア 会計事務職員研修 (1名) イ 予算編成支援システム研修 (2名) ・広報関連研修 (2名) ・調査情報関連研修 ア 語学向上研修 (8名) イ 海外派遣研修 (JETRO 派遣を含む) (JETRO 派遣 2名) ・畜産関連研修 ア 中央畜産技術研修会 (14名) イ 食肉基礎研修 (6名) ウ 食肉専門研修 (3名) エ 畜産基礎講座 (6名) ・貿易実務研修 (4名)</p>	<p>特になし</p>	
	<p>ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、デジタル人材育成研修 (情報ネットワーク維持管理研修等) の実施等デジタル人材の育成を図るための取組を推進する。</p>	<p>ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、以下のデジタル人材育成研修を実施する。 (ア) ITパスポート取得を支援するITリテラシー向上研修 (イ) PMO向け情報システム統一研修 (ウ) PJMO (情報システム担当者) 向け</p>	<p>◇ウ デジタル人材育成研修の実施 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であ</p>	<p><主要な業務実績> デジタル人材を育成するため、以下の研修を実施した。 ア ITリテラシー向上研修 (17名) イ 情報システム統一研修 (11名) ウ 情報システム知識習得研修 (47名)</p>	<p><評定と根拠> 評定b デジタル人材の育成を図るためのデジタル人材育成研修を計画どおり実施することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	

	<p>エ 女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を通じ、企業価値の向上及び優秀な人材の確保に資するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定」及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進する。</p>	<p>情報システム知識習得研修（情報ネットワーク維持管理研修等）</p> <p>エ 女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を通じ、企業価値の向上及び優秀な人材の確保に資するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定」については、認定を継続させる。また、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進する。</p>	<p>り、抜本的な改善を要する</p> <p>◇エ 「えるぼし認定」等の取得に係る取組の推進</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>企業価値の向上と人材確保のため「えるぼし認定」に係る行動計画に基づいた実績を令和 8 年 2 月に厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表した。</p> <p>また、「くるみん認定」は、次世代育成支援対策推進法に基づき、令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日を行動計画の期間として取り組んできたところである。当該行動計画の期間が終了したため、令和 7 年 5 月に東京労働局にくるみん認定の申請を行った。</p> <p>令和 7 年 4 月の次世代育成支援対策推進法改正に伴い、認定基準等が改正された（男性労働者の育休取得率が 10% 以上から 30% 以上に引き上げなど）ため、経過措置としての旧基準による「くるみん認定」となると見込んでいたものの、当該行動期間の取組が新基準を上回るものであったことから、令和 7 年 10 月 8 日に新基準の「くるみん認定」の通知を受けた。さらに、</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 a</p> <p>「えるぼし」認定の継続及び新基準を上回る取組成果により、令和 7 年 10 月 8 日に新基準の「くるみん認定」を早期に取得することができた。</p> <p>また、職員の仕事と子育ての両立を目的に部分休業の対象を拡大するなど、女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境を整備する取組について、目標を上回る成果があったと評価できることから a 評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
--	---	--	--	---	--	--

<p>3 情報公開の推進</p> <p>(1) 情報開示及び照会事項への対応</p> <p>公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則</p>	<p>3 情報公開の推進</p> <p>(1) 情報開示及び照会事項への対応</p> <p>公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連す</p>	<p>3 情報公開の推進</p> <p>(1) 情報開示及び照会事項への対応</p> <p>公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連す</p>	<p>○ 3 情報公開の推進</p> <p>◇ (1) 照会事項への対応</p> <p>情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応</p> <p>分母を情報提供した事項に関する照会件数とし、分子を翌業務日までに対応した件数とする。</p> <p>s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められ</p>	<p>厚生労働省の「両立支援のひろば」にくるみん認定取得について公表された。</p> <p>なお、育児・介護休業等実施規程を改正し、令和 7 年度から、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を目的として、子を養育するための部分休業の対象を小学 1 年生までとし、令和 8 年度からは小学校 3 年生まで拡大することとした。</p> <p>加えて、女性が活躍でき、仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備に関する職員の意識醸成を目的として、女性活躍推進研修（240 名）を実施した。</p> <p><主要な業務実績> 実績なし</p>	<p><評定と根拠> 評定 — <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> </table>						

<p>として翌業務日以内に 対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等につ いての情報公開の推進 機構が実施する補助事 業等の運営状況等につ いて、国民に十分な説明 責任を果たす等の観点 から、機構からの直接の 補助対象者のみならず、 そこから更に補助を受 けた者の団体名、金額、 実施時期等を9月末ま でに公表する。</p>	<p>る保有情報については、 原則として翌業務日以 内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等につ いての情報公開の推 進</p> <p>ア 畜産関係業務、野菜 関係業務 機構が実施する補助 事業等の運営状況等につ いて、国民に十分な説 明責任を果たす等の観 点から、機構からの直接 の補助対象者のみなら ず、そこから更に補助を 受けた者の団体名、金 額、実施時期等を公表す る。</p>	<p>る保有情報については、 原則として翌業務日以 内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等につ いての情報公開の推 進 機構が実施する補助 事業等の運営状況等につ いて、国民に十分な説 明責任を果たす等の観 点から、以下の取組を行 う。</p> <p>ア 畜産関係業務、野菜 関係業務 (ア) 機構からの直接の 補助対象者及びそ こから更に補助を 受けた者の団体名、 金額、実施時期等を 9月末までに公表 する。</p>	<p>る</p> <p>a : 達成度合は 100%で あり、かつ、その達成 のための優れた取組 内容が認められる b : 達成度合は 100%で あった c : 達成度合は、80%以 上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未 満であった</p> <p>(2) 資金の流れ等につ いての情報公開の推 進</p> <p>ア 畜産関係業務、野菜 関係業務 ◇ (ア) 補助事業者に係 る情報公開 分母を公表回数とし、 分子を9月末までに公 表した回数とする。 s : 達成度合は 100%で あり、かつ、その達成 のための特に優れた 取組内容が認められ る a : 達成度合は 100%で あり、かつ、その達成 のための優れた取組 内容が認められる b : 達成度合は 100%で あった c : 達成度合は、80%以</p>	<p><主要な業務実績> 畜産関係業務及び野 菜関係業務において、機 構からの直接の補助対 象者及びそこから更に 補助を受けた者の団体 名、金額、実施時期等を 令和7年9月末までに 公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (2 回/2回) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

<p>また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。 これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(イ) 生産者等への資金に係る情報公開 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を令和7年9月末までに公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 達成度合は100%（2回/2回）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>◇イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%で</p>	<p><主要な業務実績> 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 達成度合は100%（4回/4回）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめ、機構において公表する。</p>	<p>ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。</p>	<p>あった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇ウ 基金の保有状況等の公表 分母を機構からの補助金により造成された基金数とし、分子を公表した基金数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 基金基準等に準じて定めた基準に基づき、以下の4基金について、名称、基金額等の基本的事項等を令和7年10月27日に公表した。 ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リース基金</p>	<p><評定と根拠> 評定b 達成度合は100%（4基金/4基金）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを9月末までに公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果</p>	<p>エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 また、事業返還金の活用</p>	<p>エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。</p>	<p>◇エ 経理の流れの公表 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組</p>	<p><主要な業務実績> 令和6年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業に係る返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で、分かりやすい内容で令和7年9月12日に公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 達成度合は100%（1回/1回）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>たすものとする。</p>	<p>について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。</p>		<p>内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>4 消費者等への広報</p> <p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信する。</p>	<p>4 消費者等への広報</p> <p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討</p>	<p>4 消費者等への広報</p> <p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討</p>	<p>○4 消費者等への広報</p> <p>(1) アンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討</p>			
	<p>ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善の検討</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 各部の幹部職員から構成される広報推進委員会を4回開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策や情報発信の方法等を検討した。</p>		<p><評定と根拠> 評定b 広報推進委員会における検討により、広報活動の改善・強化に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし</p>	

	<p>消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の見直しを検討する。</p>	<p>イ 消費者等のニーズを把握するため、ホームページ等に関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」等の見直しを検討することにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇イ アンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 消費者等のニーズを把握するため、アンケート調査を実施した（調査期間：令和8年1月。対象：全国の15歳以上の男女、有効サンプル数は200名）。また、調査結果について、広報推進委員会に報告し、次年度の広報活動計画の検討を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定b アンケート調査を実施し、ホームページ等の見直しの検討に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>(2) ホームページ等での情報提供の推進 アンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>(2) ホームページ等での情報提供の推進 アンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>◇(2) ホームページ等での情報提供の推進 ホームページでの「消費者コーナー」の充実等を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 広報Webマガジンのテーマや記事内容を工夫し、毎月計画どおりに発行した。また、消費者コーナーのうちキッズコーナーについて、子供が利用しやすいよう、コンテンツを見直すとともにページデザインを見直した。SNSの活用については、前年度に引き続き、産地や生産現場に関する情報を発信した。また、YouTube（a l i cチャンネル）においては、国産野菜の生産から出荷の実態、異性化糖の歴史や活用状況等を視聴者に分かりやす</p>	<p><評定と根拠> 評定b 広報Webマガジンを充実した内容で計画通り発行するとともに、ホームページのキッズコーナーのコンテンツを見直した。これらにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進することができた。</p> <p>また、SNSを活用し、産地で撮影等を行った情報を積極的に発信することで、農畜産物や機構業務について、消費者等の理解の促進を図ることができた。</p> <p><課題と対応></p>	

	<p>(3) 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催</p> <p>消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>(3) 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催</p> <p>消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。</p> <p>また、アンケート調査の実施により、意見交換会等を通じて得られた情報等について効果測定を行うこととし、参加者の理解度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。</p>	<p>◇ (3) 消費者等との意見交換会等の開催</p> <p>分母を5段階評価の4.0とし、分子を消費者等との意見交換会等の参加者に対して実施するアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>s : 達成度合は100%以上であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は100%以上であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>く伝える動画を公開した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>アンケート調査の集計結果は5段階評価で平均値4.4であり、目標の4.0を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会 : 4.4 ・セミナー : 4.4 ・出展イベント : 4.4 <p>消費者等との意見交換会については、「未来につながる発想力～国産でん粉を使った『食べられる器』まるごと野菜を使った『食べられるスプーン』～」と題し、食品メーカー及び機構職員が登壇し、でん粉を活用した企業の取組、a l i c 関連事業等の紹介を通して意見交換をすることにより、所管する農畜産物や a l i c の業務に対する理解の促進を図った。なお、「実りのフェスティバル」との同一会場で開催したことによる相乗効果もあり、来場者数は前年度から大幅に増加した(令和7年度 29名、令和6年度 12名(機構役職員を除く。))。</p> <p>a l i c セミナーについては、YouTube (a l i c チャンネル) を利用して海外(ニューヨーク、ブリュッセル、シドニー)から現地の最新情</p>	<p>特になし</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>達成度合は100%以上(4.4/4.0)であった。</p> <p>消費者等との意見交換会、a l i c セミナー及びイベント出展を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務について、消費者等の理解の促進を図ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
--	--	---	---	--	---	--

				<p>報を発信した。また、新たな取組として、職員による講演（「世界の豚肉需給を読み解く～カナダ、メキシコ、スペイン、ブラジル、中国の現場から～」）を対面・オンライン配信のハイブリッドで開催した。</p> <p>イベント出展については、「第20回食育推進全国大会」及び「第64回農林水産祭実りのフェスティバル」に参加し、来場者に対し、機構業務や農畜産物の正しい知識等に関する情報発信を丁寧に行った。</p>		
<p>5 情報セキュリティ対策の向上</p>	<p>5 情報セキュリティ対策の向上</p>	<p>5 情報セキュリティ対策の向上</p>	<p>○5 情報セキュリティ対策の向上</p>	<p>◇(1) 情報セキュリティ対策</p>	<p><主要な業務実績></p>	
<p>サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ</p>	<p>(1) 情報セキュリティ対策の向上 サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握</p>	<p>(1) 情報セキュリティ対策の向上 サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を把握し、PD</p>	<p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>令和7年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、以下①から⑥の取組を実施した。</p> <p>① 役職員を対象とした動画配信型の情報セキュリティ研修、標的型メール訓練及びテレワーク時を含む情報セキュリティ対策に関する自己点検を行った。点検結果に基づく各部の改善結果の評価を行ったことで得られた留意点については、次年度の自己点検計画に反映させることとした。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 令和7年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る研修、訓練、自己点検等の取組等を計画どおり実施できた。 また、情報セキュリティ委員会において、令和7年度情報セキュリティ対策推進計画の実績を総括し、審議した上で、令和8年度と同計画を策定し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ることができたことから、取組は十分であった。</p>	

<p>対策の改善を図る。</p>	<p>し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>CAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>		<p>② 情報セキュリティインシデントへの対応力を高めるため、外部通信遮断訓練及び情報システム担当職員を対象とした連絡訓練を実施した。</p> <p>③ 情報セキュリティ対策、ITリテラシー、不審メール対処方法等について、ポップアップ形式で役職員に対し随時周知した。</p> <p>④ 情報システムを対象に、情報セキュリティ対策を維持・強化するためのセキュリティ診断及び情報システムの運用状況や今後の更新等の予定・進捗を確認するためのヒアリングを実施した。</p> <p>⑤ サイバー攻撃や不正アクセスに対する対策として、外部ファイアウォール、プロキシサーバ、IPSによる外部監視サービス、ファイル暗号化システム及びウイルス対策ソフトの運用を継続した。</p> <p>⑥ NISCが令和5年度に実施した情報セキュリティ監査（ペネトレーションテスト）のフォローアップの対応を完了した。</p> <p>また、令和8年3月4</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	
------------------	---------------------------------------	-----------------------------------	--	---	-------------------------------	--

	<p>(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>◇ (2) 連絡体制の整備 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>日に情報セキュリティ委員会を開催し、令和7年度情報セキュリティ対策の実績を報告するとともに、令和8年度情報セキュリティ対策推進計画の了承を得た。</p> <p><主要な業務実績> 農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有や情報セキュリティ上の課題とその対応策の実施状況等について、同省の担当部局に報告等を行うなど、適時適切に情報交換を行った。 このほか、機構内の各情報システム責任者や保守業者等の緊急連絡先名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 緊急時を含めた連絡体制の整備等について、農林水産省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施することができたことから、取組は十分であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
—	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	○ 6 施設及び設備に関する計画 —	—	—	
—	7 積立金の処分に関する事項 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、	7 積立金の処分に関する事項 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、	○ 7 前期中期目標期間繰越積立金の処分 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分で	<p><主要な業務実績> （畜産勘定） 前中期目標期間繰越積立金 870 百万円は、旧農畜産業振興事業団から承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第 8 条第 1 項</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 前中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、補給金等勘定及び野菜勘定においてそれぞれ適切に管理することができた。</p>	

	<p>補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第10条第1号ロからへまでに規定する業務、同条第5号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第3条第1項に規定する業務に充てることとし、野菜勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、第4期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第5期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。</p>	<p>補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第10条第1号ロからへまでに規定する業務、同条第5号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第3条第1項に規定する業務に充てることとし、野菜勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、第4期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第5期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。</p>	<p>あり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>に基づき管理していることを確認した。</p> <p>(補給金等勘定) 令和7年度決算において685百万円の当期純損失を計上したため、機構法第10条第1号ロからへまでに規定する業務に前期中期目標期間繰越積立金(7年度末残高3,672百万円)を充てた。</p> <p>(野菜勘定) 第4期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第5期中期目標期間へ繰り越した24百万円を有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てた(7年度末残高5百万円)。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>6 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。</p>	<p>8 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。</p>	<p>—</p>	<p>○8 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入金の極力有利な条件での借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 長期借入れは行わなかった。</p>	<p><評価と根拠> 評価— <課題と対応> —</p>	

4. その他参考情報

特になし